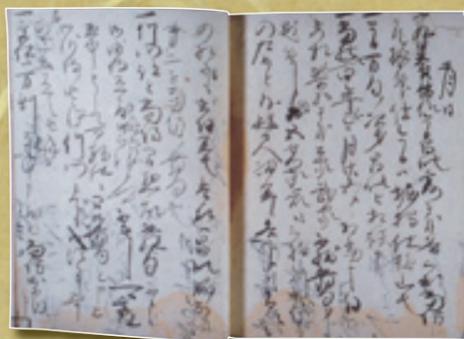


筑波大学附属図書館特別展

「学問の神」をよこそえた人びと

— 北野天満宮の文書と記録 —



筑波大学附属図書館

北野社領地園書原
床本合事云見江帳解帳
奉行殿不可有相違耳
全和行下専神用之状
外件
享徳三年八月廿六日



筑波大学
University of Tsukuba

筑波大学附属図書館特別展

「学問の神」をささえた人びと

―北野天満宮の文書と記録―

会期 平成一四年一二月二日(月)

一二月一八日(水)

会場 筑波大学附属図書館

(中央図書館貴重書展示室)

主催 筑波大学歴史・人類学系

筑波大学附属図書館

ご挨拶

本学は明年に創立三十年をむかえますが、それに先立って、この十月には図書館情報大学と統合し、新たな飛躍に向けて、おおきな一歩を踏み出しました。もちろん、それによって今日の本学をつくりあげてきた豊かな伝統が失われるはずはなく、現代に生きる私たちにとって、「古い皮袋に新しい酒」の譬えのとおり、先人たちの偉大な業績はつねに顧みられなければなりません。

本学の日本史学の研究の伝統は、古く明治のはじめにまでさかのぼりますが、昭和四年に設立された前身校のひとつ、東京文理科大学の初代学長 三宅米吉博士によって、その後の発展の確固とした礎が築かれました。

今回、歴史・人類学系との共催で、「天神様」で親しまれている北野天満宮の記録や文書、さらにそれに由来する絵図などを中心とした特別展を開催するにあたり、三宅博士の学統に連なる歴史研究者のかたがたの偉業を偲び、あわせて「学問の神様」、「和魂漢才」の古き良き世界に想いを馳せたいと思います。

時節はこのような企画に必ずしも最適とは申せませんが、師走のひととき、ぜひとも図書館にお出かけいただきたく、ご案内いたします。

平成一四年一二月

筑波大学附属図書館長 山内 芳文

目次

「」挨拶

北野神社について	1
菅原道真略伝 “ひと”から“かみ”へ	3
北野神社松梅院とその文書 「北野天満宮寄進状壹巻」を中心に	9
『北野社家日記』について	19
寺社における引付の一例 東寺凡僧別当引付	22
《コラム》北野神社文書の伝来と整理	25
権現造建築を支えるしくみ 北野神社の遷宮記録	27
東国の神社文書 香取文書 一巻 八通	30

表紙

明治年間 北野社域図 九九・〇×一六三・〇
 至徳三年（一三八六）正月二十八日 足利義満御判御教書 三四・四×五五・六
 天満大自在天神像（本学図書館情報学系綿抜豊昭教授蔵）

裏表紙

慶長七年（一六〇二）社法引付 二月一九日条 冊子二六・八×二一・〇

北野神社について

北野神社は京都市上京区馬喰町に鎮座している。古来から北野社・北野天神・天満大自在天神社などとも呼ばれてきて、第二次大戦後は北野天満宮と称している。祭神は菅原道真である。道真は学問や諸芸能にすぐれ、宇多・醍醐両天皇の信任が厚く右大臣に昇った。しかし延喜元年（九〇一）、時の権力者藤原時平の讒言によって大宰権帥に左遷され、そのまま翌々年に大宰府で没した。その地に廟所を建てたのが太宰府天満宮の起源と伝えられている。

道真の没後、無実の罪によって遠方で憂死した道真への同情が高まった。そのころ、京都では落雷等の異変がしきりに起こり、宮中や時平の一族に被害をもたらした。これは道真の怨霊が大政威徳天神となつて崇つたのであると世人はうわさした。朝廷では崇りを恐れ、道真にもとの官位を回復して正二位を贈り、勅して火雷天神の号を賜った。

ところが天慶五年（九四二）、道真の怨霊は右京七条に住む多治比文字に取りつて次のように託宣したという。

神殿を右近馬場に造れ、我今既に天神の号を得て鎮国の思あり、故に彼処に住まん、

右近馬場とは北野のあたりのことである。北野は天皇の遊獵の地であり、また遣唐使の派遣にあたってはここで海路の無事が祈られたり、さらには雷神が祀られていたというように、もともと神聖な場所であつたらしい。道真の怨霊は「北野に社を造れ」と要求したのである。

しかし実際には実行されずに、多治比文字は自分の家の付近に道真の飯宮を建てることにした。ところが天曆元年（九四七）、怨霊はふたたび近江比良社の禰宜神良種の息子太郎丸七歳に託宣し、社殿の建立を要求した。そこで北野の朝日寺の僧最珍は良種らと協力して現在地に神殿を造立した。これが北野神社の起源であると『北野天神縁起』は伝えて

いる。

北野神社には、たちまち、参詣の人びとが多くなった。天徳三年（九五九）、藤原師輔は自分の新造の壮麗な屋敷を移し、社殿として寄進して北野神社をもりたてた。そのときの祭文に、

男女の子孫品々に、男をば国家の棟梁として、万機の節録を意に任せ、及び太子の祖を成し、女をば国母・皇后・帝王の母たる我が姓藤原の氏と千世之世に名を伝へ、万孫之家に跡を継ぎ、

とあつたという。師輔の父忠平は時平の弟であつたが、兄とは違って道真と親しかつた。時代は時平流がようやく衰え忠平流が盛えていった時期で、師輔はその精神的支柱として北野神社に大いに期待した。こうして北野神社は藤原氏の氏神的存在となつていった。また寛弘元年（一〇〇四）の一条天皇を最初として、天皇・上皇の行幸・御幸が何度も行なわれ、北野神社は皇室の氏神的存在ともなつた。この風潮のなかで、他の貴族たちの北野神社への参詣や参籠、祈願も絶えなかつた。北野神社の祭神には、道真の長子高視が中将殿、正室が吉祥女と称して加えられた。

また永延元年（九八七）、朝廷は八月五日の北野の祭りを恒例の官祭とした。この祭りは菅原道真の霊を慰めるための御霊会であつた。のちに五日は後冷泉天皇の母后の忌日に当たつたので、四日に改められて今日に至つている。

北野の祭りとして、九月九日に行なわれた瑞饋祭もよく知られている。これは永承元年（一〇四六）に始まつたとされる祭である。北野神社の社家が自作の新穀・野菜・果実などに草花を飾りつけて神前に供え、五穀成就の感謝の祭としたので瑞饋（めでたい品物を贈る）祭と称されたといい。室町時代の応仁年間に、祭の日は一〇月四日になつた。江



1100年忌の平成14年に修復された北野天満宮社殿

戸時代以降、「瑞饋」と音の通じる「芋茎」で屋根を葺き、いろいろな野菜で飾り立てた神輿を西ノ京中を振りまわす祭に変化した。この神輿を「ずいきみこし」と称したが、さらに「ずいき」の音は「随喜祭」の名称を生むに至っている。

このような北野の祭礼は、京都の年中行事として貴族から庶民に至るまでの老若男女に

大いに人気があり、祭礼の当日には多くの参詣者で賑わった。現在の社殿は慶長一二年（一六〇七）に豊臣秀頼が片桐且元を普請奉行として造営したもので、桃山建築の特色をよく示している。仙台市の大崎八幡神社とともに、現存最古の権現造で、その形式は日光東照宮に受けつがれた。本殿・拝殿などは国宝、中門・回廊などは国の重要文化財に指定されている。境内にある梅の木は、道真が特に好んだ花として有名である。また北野神社の境内では連歌会や大猿染会などがたびたび行なわれた。特に天正一五年（一五八七）年一〇月、豊臣秀吉が企画し、千利休が演出した北野大茶湯は有名である。秀吉は、この年七月、九州を平定して全国統一の業を大きく前進させていた。北野大茶湯は、秀吉が自らの富と当時流行の茶の湯の保護者であることを宣伝し、いつそこの人心

収攬をはかることを目的としたものである。会場は北野神社の境内とその社頭の松原であった。この茶会を催すことを知らせる高札には、まず、御名物共残らず相揃えられ、数寄執心の者に見せらるべき御ため、御催成され候事、

と記されていた。「この茶会では秀吉や利休、その他の茶人が所有している茶道具の名器を残らず見せよう」というのである。続いて、

茶湯執心においては、また若党・町人・百姓以下によらず、釜一、つるべ一、呑物一、茶なきものはこがしにても候間、提げ来り仕るべく候事、

「茶の湯に熱心な者であつたら、若党・町人・百姓など身分が低くてもまったく構わない。持っている茶道具を、何かひとつでもよいから持参して参加せよ。何もなければ、こがし（煎麦の粉）を持ってくるのでよい」と、貴賤上下の差別はしないことを宣言している。さらに続いて、佞者においては、誰々遠國の者によらず、御手前にて御茶下さるべき旨仰せ出だされ候事、

「茶の湯の愛好家であつたら、誰であつても、遠國から来た見知らぬ者であつても、秀吉自身が亭主となつて茶を飲ませよう」と述べている。

秀吉のこの呼びかけに応じて、九月下旬には二畳敷の茶室が「経堂より松梅院の近辺まで一間の明所もなく八百余」も建てられたという（『北野大茶湯記』）。

この大茶湯は一〇日間続く予定であつたが、実は一日だけで終わっている。その理由についてはいろいろと推測されているが、いずれにしても一日だけでも一〇〇〇人あまりが参加したといわれ、十分な効果があつたようである。また注目すべきことは、このような催しを行うのには北野神社が適当な場所であると当時の人びとが意識していたことである。北野神社は信仰の霊地であると同時に、庶民的な、芸能の雰囲気にも満ちた地域であつたのである。

また北野神社に関しては、北野神社文書・引付・連歌懐紙など中世の文化史や社会経済史上に重要な史料も多い。

（今井 雅晴）

菅原道真略伝 ―「ひと」から「かみ」へ―

一 「学者」道真

『古今和歌集』巻九羈旅歌に「このたびはぬさもとりあへずたむけ山紅葉の錦神のまにまに」の歌を残す菅原道真は、承和一二年（八四五）に大学頭などを歴任した是善を父とし、伴氏を母として誕生した。幼名は阿古（あこ）という。

菅原氏とは、天応元年（七八一）に土師氏が、姓を変更してほしいと申し出て、出身地の大和国添下郡菅原郷（奈良市菅原町）に因んで氏名としたものである。土師氏は、天皇の葬送に関わる職掌を担ってきた氏族である。こうした職掌のみを以て、朝政に預かるものではないというのが変更を願った所以であった。以後、古人、道長、清公、そして、道真の父である是善などの文人・学者を輩出した。旧菅原郷には道真を祭神とする菅原神社がある。

学者の家に生を受けたものとして、幼い頃から父をはじめとして、後には舅となる門人の島田忠臣からも詩文の薫陶を受けるなどした。その才能は、早くから開花した。古代の官人の出仕の経路である文章生（もんじょう）には文章得業生として、学識の様を内外に喧伝され、元慶元年（八七七）には、父と同様に文章博士となった。いわば学者の家を継承したこととなる。その間にも、官職・官位は正六位上下野少掾（ののすけ）を手に始めに兵部少輔・民部少輔に任じられた。学者としての一面を物語るものとして、いわゆる「菅家廊下」なるものを経営し門人を数多く擁して教育にあたっているが、単に家業にいそむただけではなく、時世への意見書をたびたび提出している。意見書の提出は、不評をもたらしこともあり、これが原因で、仁和二年（八八六）に讃岐守に赴任することとなった。しかし、これが実は、道真が政界に本格的に進出するきっかけとなったのである。

二 「政治家」道真

四国の讃岐国の長官である国守に赴任した道真は近年の研究では、多くの行政上の実績をあげたという。それは、今後の貴族政治の方向性を先取りするものであったともいう。いわば古代史上でいう「良吏」の一例にいれるべきであるかもしれない。ここでもまた道真は、時世への意見書を提出することとなる。それは、阿衡事件に関わるものであった。宇多天皇が苦慮する事件に一石を投じる意見書は、道真の讃岐国での成果と相俟って、彼に帰京の機会をもたらすこととなった。帰京後の道真は、宇多天皇の信任を得て、藤原氏の雄である基経の子時平と勢力を拮抗させることとなった。寛平三年（八九一）には蔵人頭、さらには参議、中納言へと出世街道をまっしぐらに突き進んでいった。そして、次第に朝政の中枢に位置することとなった。

道真の注目すべき政策の一つに寛平六年（八九四）九月の遣唐使の廃止がある。道真は、唐帝国の衰亡を理由に自ら遣唐大使に任ぜられていた次期の派遣を中止したいとの意見書（諸公卿をして遣唐使の進止を議定せしむることを請う状「菅家文章」）をまたもや提出したのである。意見書では、唐の商人の王納経（おうなつね）由でもたらされた唐に滞在中の僧中璿（じゆんけん）の書状にある「大唐の凋弊」の様をもって廃止の典拠としたのである。加えてこの意見書は、当然起るであろう事態を想定したものであるとして、国（の）の大事にして、独り身の為ならず。且つは款誠を陳べたものであり、世に言う遣唐使の廃止であり、これ以後日本から唐への公式の外交使節は派遣されることはなくなり、文化の国風化がもたらされたとする所となつた。果たして道真に保身をもつてする私心があつたかは、定か

ではない。一説には、道真自身で大使の就任と派遣の廃止を演出したともいわれている。また、意見書にも登場するように日唐間には王納のような「商客」、すなわち私貿易をこととする人々が往来しており、今更、莫大な国費を投じて「賊に遭ひ」もするなどの危険を冒してまで四艘の遣唐使船を派遣することはなからうという見解もある。そして、そこには、学者としての道真の唐帝国の文化への「見切り」を読みとつたと理解すべきであるとの見解もある。いずれにせよ長年の日唐間の往来を云々するということは、朝政の一端を担うものにとっては、またとない力量の如何を發揮する好機であったことは言つまでもなからう。しかし、残念なことにこれに反する意見をめぐる史料がないので、廃止をめぐつてどのような政治的な応酬があつたのか定かではない。

その後も道真は、官職・官位ともに上昇を続け、侍従・近江守、さらには中納言となり、宇多天皇が敦仁親王（醍醐天皇）に譲位した時に中宮大夫に任ぜられた。宇多は、讓位にあたって親王に時平と道真に何事につけ相談して進めるようにと指示した。宇多は、時平については「また第一の臣たり」とするのに対して、道真については「菅原朝臣は朕が忠臣のみに非ず、新君（醍醐天皇のこと）の功臣ならむや」（寛平御遺誡）と示教している。

二人は、いわばこれを機としてともに醍醐天皇の「諮詢」（問いはかること）に預かることとなつたのである。さらに昌泰二年（八九九）には、藤原時平の左大臣について右大臣に任ぜられた。名実ともに極位・極官を全つせざるを得なくなつたのである。

しかし、これと相前後して道真への「風当たり」は強くなつた。それはこともあろうに道真と同様の学者の一人である三善清行からでた。清行は、昌泰三年（九〇〇）一〇月に「伏して惟みれば、尊閑（道真のこと）翰林より挺でて、超えて槐位に昇りぬ。朝の寵榮、道の光花、吉備公（吉備真備のこと）が外には、復美を與にすること無し。伏して冀はくは、其の止足を知り、其の栄分を察し、風情を煙霞に擅にし、山智を丘壑に蔵さば、後生の仰ぎ視ること、亦美しからずや。努力努力、鄙言を忽にすること勿れ」（『本朝文粹』）とやんわりとであるが、天平年間

の学者政治家であつた吉備真備を引き合いに出して、「あなたでは明年の辛酉の革命の年に起こるかもしれない変革に対応できないから、身の程をわきまえて出所進退を考えるべきである」としている。

清行は左大臣であつた藤原時平のブレンであった。道真にとって政治的にはライバルではないが、むしろ本業である学者家業でのライバルであつた。清行は、何かにつけ時平に道真に関わる意見を寄せていたという指摘もある。これも道真の失脚の一因であるとする見解である。

三 「流人」道真

醍醐天皇への皇位の継承は順調ではなかつたよつである。一説には、醍醐天皇弟の齊世親王の擁立もあつたよつである。道真の娘が、齊世親王に嫁いでいたことから、皇位への擁立をはかり醍醐天皇の即位を阻んだということが、宇多天皇の讓位後に取りざたされるよつになつた。いわば時平に近い醍醐天皇と道真が擁立をはかつたとする齊世親王との対立の構図の顕在化ということである。これに前述の清行と道真の学者の社会的地位をめぐる対立の構図が相互に絡みながら、道真の権勢は突然に凋落の一途をたどる。

昌泰四年（九〇一）正月、道真は從二位に叙せられたが、その後まもなく大宰権帥に任命された。権帥とは、正規の大宰府の長官である「帥」とは異なり、「権」、すなわち権官のことで、仮の役職や定員外の役職、ないしは有名無実の役職を意味していた。かつて金銭をもつてしても得たい役職を意味する場合もあつた。しかし、道真の場合は、有名無実の役職であることはいふまでもない。

冒頭に掲げた『古今和歌集』の歌は、宇多上皇の大和行きに従つた時に詠んだものとある。本来の作歌の状況とは別に想像を逞しうすれば、周囲の人々が道真の大宰府行き（左遷）もこのように慌ただしかったと感じていた様子を二重写しにする意味をこめて収録されたと読みとれないであろうか。あまりにも荒唐無稽な解釈であるが。

道真が左遷されるにあつたの詔の一説に「而るに右大臣菅原朝臣寒



大宰府都府楼跡（福岡県太宰府市）

門より俄に大臣に上り収め給へり。而して止足の分を知らず、専権の心有り。倭語の情を以て前上皇の御意を欺惑する（『政事要略』）とある。「寒門」とは、「勢門」に対して貧しい家柄を意味する。「止足」とは自分の分をわきまえその地位に満足せよという意味である。道真への批判の要点は、前述の清行の批判と軌を一にするものである。こうした批判をめぐって思い起こされるのが、清行も引き合いに出した吉備真備に対するものである。真備の存在を揶揄しきり、その存在を疎ましく思つて九州で反乱を起こした藤原広嗣の論調もまさに同様のものではあつた。学者である清行が、藤原広嗣の論調を意識して吉備真備を引き合いに出していたと仮に想定すると、「道真さんあなたも吉備真備と同様にあなたの存在をもつて反乱めいたものが起こりますよ」との警告とも読むのは読み過ぎであるうか。いずれにせよこうした論調は、吉備真備以来のもであり、学者が政治家となることへの危惧が一部の貴族層に存在していた

ことを物語るものではないか。蕩々とした学識に裏打ちされた、時には先進国唐帝国の新たな知見を以て時世を語ることへの「苦々しさ」を感じる向きがあつたのではないか。しかし、吉備真備と道真の時代の相違は、家業としての学者の家が形成されつつあつたこと。これが、清行の口をして、喧しいまでの批判の言動となつて現れたのである。加えて、権門としての撰関

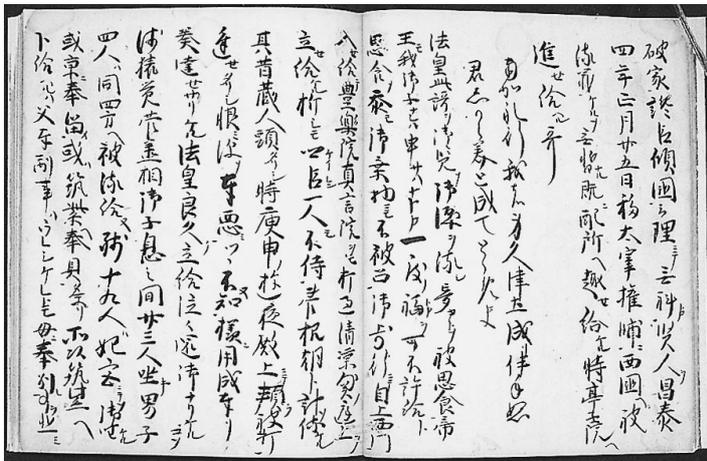
家との政治上の相克が相まつたのである。道真への逆風は人一倍であつたと思う。いつの世においても、自己の学識を以て時世に一言を呈し、なおかつそれに組し、「学」を生かしたいと思つのが学者の常であらう。道真の来し方行く末を思うにつけ、「学者の存在のありよう」を考えずにはいられない。

道真は、『拾遺和歌集』巻第一六雑春の「こちふかば にはほひおこせよ 梅の花 あるじなしとて 春をわするな」の歌を残し、慌しく大宰府に下向した。そして、世に喧伝されているように大宰府にあって政務に何ら携わることなく、失意のうちに着任後二年の延喜三年（九〇三）二月、五九歳をもつて、都に残した縁ある人々への心残りや望郷の念を禁じえぬまま死去してしまつた。

四 「天神」道真

政治的にせよ尋常ではなくその一生を閉じた人物の霊は、何らかの形で現世の人々に影響を及ぼすとするのが古代人の精神世界であつた。ことにその存在が大きければ大きいほど、その影響力は大きいといわれていた。そして、その影響力は、当初、悪なる方向に作用するが、これをものの見事に善なる方向に転換させる「術」も古代の人々は持っていた。道真の死後まもなく、都では諸々の異変が生じた。これを何時とはなく道真の死に仮託する向きが高まつた。それに拍車をかけたのが、延喜九年（九〇九）の時平の横死であつた。その後も時平の妹が母であつた保明親王、時平の外孫慶頼王、大納言藤原清貫の死が相次いだ。さらに延長八年（九三〇）には内裏清涼殿への落雷などの天変地異も相次いだ。結局は、時平とかかわりが深かつた醍醐天皇は同年九月に退位を余儀なくされてしまつた。これらは、全て悲運の内に死去した道真の霊のなせる技であるとの氣運が次第に醸成されていった。

朝廷はこうした氣運にただ手をこまねいていたわけではなく、延喜三年（九三三）には右大臣正三位を道真に追贈するなどして政治的な復権を遂げさせていた。しかし、その効果は見え、次第に道真の霊を慰



1 康暦2年(1380)8月 大政威徳天神縁起(宗弁写、安楽寺本系) 冊子16.7×22.5号



太宰府天満宮(福岡県太宰府市)

めるためにそれを「かみ」として祀るといふ動きが起こっていく。それは、まず配所の太宰府ではじまり、継いで平安京でもおこり、一女性への天満天神の託宣という形で、道真を神格としてまつる廟所が形成された。これが、現在の北野天満宮である。その維持には、ことさら藤原氏の外護があり、藤原氏にとってまさに守護神の観を呈するに至った。

「ひと」の霊は、その影響力、時には日常生活に害をもたらす場合がある。これを怨霊というが、その力が大きければ大きいほど、人々はその霊を慰め善なる影響力を行使するものへの転化を望む。これは、道真が史上初めてというわけではなく、平安初期からこうした信仰は起こっていた。いわゆる御霊信仰というものである。道真の場合は、単に政治家というだけではなく文人・学者というプロフィールも兼ね備えていたので、なおさら「学問の神」として捉えられやすかったのではないか。

しかし、道真の「ひと」から「かみ」へ至るプロセスは、私たちに、たとえそうした先例が中国大陸にあつたにせよ、学問と政治の関係を現代にも問いかける格好の事例として冷静に読み解かれてよいものと考えらる。

五 「氏祖」道真 — 著作解説を兼ねて —

道真は学者として多くの漢詩・文章等を著したが、同時期の他の学者のそれとは異なり、その多くが散逸せずに現存している。そして、その背景に天神信仰があることは言うまでもないが、同時に、道真後の菅原氏が引き続き学問の家としての地位を近世に至るまで全うできたことと無縁でない。

『菅家文章』は道真の自撰による漢詩文集で、昌泰三年(九〇〇)八月一六日、道真は祖父清公の『菅家集』六巻、父是善の『菅相公集』一〇巻と共に、自らの漢詩文集『菅家文章』一二巻を醍醐天皇に献上した。全一二巻の構成は、前半六巻が詩であり、道真一歳時に彼の師である島田忠臣の指導を受けて詠んだ詩(巻一)よりはじめて、文章博士(巻二)・讃岐守時代(巻三・四)をはさみつつ、右大臣として迎えた昌泰三



3 『菅家文章』・『菅家後草』・『類聚国史』



2 関東に勧請された天満宮から配られた天神座像（本学図書館情報学系綿坂豊昭教授蔵）

年正月の内宴の賦（巻六）まで、計四六八首がほぼ年代順に配置されている。後半六巻は詩以外の文であり、賦・銘・賛・祭文・記・序・書序・儀・策問・対策・詔勅・太上天皇贈答天子文・奏状・表状・牒状・願文祝願文という項目ごとに分類された計一六九篇を収録する。

『菅家後集』は『菅家文章』に続く道真自撰の漢詩集で、奥書によると、延喜三年（九〇三）二月以前、死を前にした道真は大宰府にて詠んだ詩を一巻にまとめ、京にいる中納言紀長谷雄に送ったとある。大宰府到着直後、昌泰四年（九〇一）夏ごろの「自詠」五言詩より延喜三年（九〇三）正月の「謫居春雪」七言詩まで、計三八首（増補本では七首追加）が収録されている。『菅家後草』・『西府新詩』ともいう。

『菅家文章』『菅家後集』を合わせると、収録された詩文は道真の少年時代から薨時までの全般にわたっており、また自撰であることから、これらは彼の日記さらには自伝に匹敵する史料となっている。文学的な価値はもちろんのこと、家を維持するための要として子孫に伝来された平安貴族の日記や家伝との比較検討や、伝来過程のさらなる分析等、歴史的な観点からもさらに注目すべきである。

『類聚国史』は道真が編年体たる六国史の記事を内容別に分類・編集した類書で、全二〇〇巻とされるがそのうちの六一巻が現存している。『本朝文粹』九及び『菅家文章』巻五所載の詩序により、寛平五年（八九三）正月ごろ、宇多天皇の命を受けて旧史の分類に着手したと想定されるが、完成時期は不明である。道真左遷後の延喜元年（九〇一）八月に撰上された『日本三代実録』の記事をも収録しているため、偽作説、もしくは当初は五国史のみの分類であり、『日本三代実録』部分は後人の加筆との説もある。

その『日本三代実録』は寛平五年（八九三）四月から同六年八月の間に編纂事業が開始されたとされるが、道真はその当初より撰者として事業に参加しており、その経歴故、中心的な存在として実際に執筆にも当たっていた可能性が高い。また、道真左遷のわずか半年後に撰上された点より、左遷以前の段階ではほぼ完成していたとも考えられる。さらに、『類聚国史』における『日本三代実録』部分と他の五国史部分との間に、

第三者が手を加えたことによる収録方法の矛盾点は見出せない。これらの点より、全てとは言えないが、『日本三代実録』の編纂に完成の直前まで携わっていた道真がその撰上以前より執筆済みの部分を随時『類聚国史』に挿入していたことはほぼ疑いない。

本文の収録方法としては、「云々」による省略はあるも六国史の原文を改変することなく忠実に載録していること、先行する『芸文類聚』等の漢籍とは異なり分類の際に神祇部を冒頭に配置するなどの独自の類聚方針を採用したこと、年号の表記に際し多少の例外はあるも改元の前後で正確に区別されている等の特徴が挙げられる。これらの特徴より、『類聚国史』は最良の類書として十世紀以降の朝廷では官人の政務執行に欠かせない書物となった。現在においても、『日本紀略』と共に欠失や省略の多い六国史の校本として貴重である。

本書が道真の手を離れた後、どのような過程を経て朝廷内に広まったかは実は不明である。本書の編纂自体は天皇の命によるも、六国史や律令格式の編纂とは異なり公的な編纂機関の形跡を見出すことができず、むしろ私的な道真個人の事業といった感が強い。後世における利用のされ方が、編纂当初における宇多天皇及び道真の意図と果たして一致するのか、むしろ医書等の家業を遂行するために必須の書と類似の性質が見出せないのか、検討の余地は残されている。

最後に本学附属図書館所蔵の典籍（和装古書）について、『菅家文章』は二巻三冊一帙の版本で、その跋文には、寛文七年（一六六七）六月、京の儒者福春洞慮庵の蔵書を書肆野田某が刊行したとある。また、巻一・二末・裏表紙見返しには、「元禄八年乙亥三月二十二日校合記」との墨書があり、本文中の朱墨の書き入れがこれに相当する。『菅家後集』は一卷一冊一帙の版本で、その跋文には、大森政成が『菅家後集』の善本を得たので、貞享三年（一六八六）三月に黒川道祐の跋を得て、貞享四年（一六八七）正月、『菅家文章』の刊本に添えて、『菅家後集』第十三跋（洛南の書肆より刊行したとある。書肆は巻末の広告より大坂心齋橋通北久宝寺町の河内屋源七郎と想定される。『類聚国史』は六一巻二七冊三帙の版本で、巻頭の「新刊類聚国史序」は文化一二年（一八一五）一〇

月に菅原長親が記し、本文は監物仙石政和が校訂したとある。また、付載の『類聚国史考異』（三巻三冊一帙）巻末の跋文には、文化一三年（一八一六）正月に大学頭林衡が跋すとある。書肆は一卷目の表紙裏に伍梅園とある。なお、『国書総目録』では本館蔵『類聚国史』写本四冊の存在を記載している。確かに本館には『類聚国史』と題する写本四冊が存在するが、そのうちの三冊は後人が本来の『類聚国史』の編纂方針とは別の基準で類聚した書である。したがって、巻第一五神祇部一五神位を載録する一冊のみが『類聚国史』の写本と言えるが、この一冊についても表紙に「阿州官本」とあるのみで書写伝来の過程は不明である。

〈参考文献〉

- 家永三郎他校注・解説『古代政治社会思想』（日本思想大系八、岩波書店、一九七九年）
- 川口久雄校注・解説『菅家文章・菅家後集』（日本古典文学大系七二、岩波書店、一九六六年）
- 佐伯有清『最後の遣唐使』（講談社、一九七八年）
- 坂本太郎『菅原道真』（吉川弘文館、一九六二年）
- 坂本太郎『六国史』（吉川弘文館、一九七〇年）
- 所 功『三善清行』（吉川弘文館、一九七〇年）
- 所 功『菅原道真の実像』（臨川書店、二〇〇二年）
- 橋本義彦『平安の宮廷と貴族』（吉川弘文館、一九九六年）
- 原田敏明『神社』（至文堂、一九六三年）
- 平田耿二『消された政治家 菅原道真』（文芸春秋社、二〇〇〇年）
- 吉岡真之『類聚国史』（『国史大系書目解題』下巻、吉川弘文館、二〇〇一年）
- 米田雄介『藤原撰家誕生』（吉川弘文館、二〇〇二年）
- （根本 誠一・長谷部将司）

北野神社松梅院とその文書

―「北野天満宮寄進状壹巻」を中心に―

一 北野神社文書

北野神社文書（北野神社伝来の文書群）は現在、京都の北野天満宮が所蔵するもののほか、京都大学・筑波大学（附属図書館）・東京大学史料編纂所の所蔵するものがあることが知られている。北野天満宮所蔵の文書は『北野天満宮史料 古文书』（同史料刊行会、一九七八年、北野天満宮）として刊行されており、筑波大学所蔵文書も『北野神社文書』（史料纂集、田沼睦校訂、一九九七年、続群書類従完成会）として刊行されたばかりである。

各々の刊本で概要を調べてみると、南北朝・室町時代では、『北野天満宮史料 古文书』は酒麴・神人関係の文書が圧倒的に多く、荘園所領に關わるものは極めて少ない。それに対して『北野神社文書』（筑波大学所蔵）は荘園所領などの寄進状や北野師職宛行を内容とするものが多く（酒麴に関するものもわずかにある）、これが史料の中軸を形成している。また一方で、室町期に北野神社内に院家が成立していることについては、竹内秀雄『天満宮』（吉川弘文館、一九六八年）、小泉恵子「松梅院禅能の失脚と北野社御師職」（『遙かなる中世』八号、一九八七年）、鍋田英水子「中世後期『北野社』神社組織における『一社』（『武蔵大学人文学雑誌』二九卷一・二号、一九九七年）などの研究が指摘している。

『北野神社文書』のなかでも、文書の宛所（受取者）になっている院家として、室町期には、貞福院（禅継・禅端）・松光院（秀慶）・功德院・松梅院（禅親・禅予など）等をあげることができる。つまり筑波大学所蔵北野神社文書には、いくつかの系統の院家の文書が入りこんでいるのである。

このうち松梅院については、竹内秀雄『天満宮』が概略的に叙述し、

小泉論文が南北朝期の動きについて触れ、鍋田論文では北野社組織の全体のなかに位置づけている。同院は室町期の主要な院家であり、その盛期や相伝文書について一層の考察が求められる。

本稿は、松梅院によって作成されたと考えられる重書案（一卷）を検討することを主な作業として、松梅院の政治的位置付けの基礎作業の一つとしたい。

二 「北野天満宮寄進状壹巻」

筑波大学（附属図書館）所蔵北野神社文書のなかに、卷子にされている重書案（全部で七三通を収める）がある。この重書案は四一丁から成り、紙継目にはすべて裏花押がある。文書は紙継目の上にも書かれていたので、まずすべて（四一丁）を継紙にしておいて、順々に案文を作成していったことがわかる。第一紙冒頭（袖）はたっぷり空いていて、そこに花押（袖判）がある。従って、この袖判は文書作成時に付されたと考えられるが、その花押は足利義尚（室町幕府九代將軍）と同形である（図版5）。

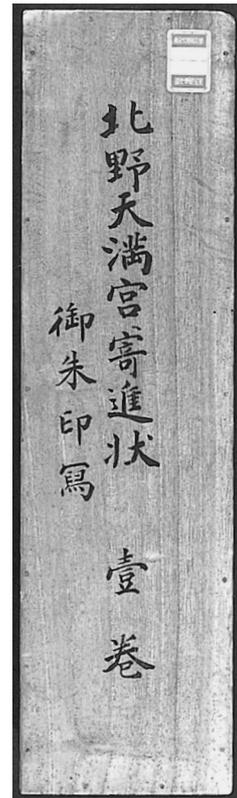
この重書案を収める箱（桐）には、「北野天満宮寄進状 壹巻 御朱印状」と墨書されているので、仮に「北野天満宮寄進状壹巻」としておく。

今回の展示にあたり調査をすすめたところ、本史料は豊富な内容を含む貴重なものであることが判明したので、ここに紹介してみたい。但し、釈文全体は紙数の関係から省略せざるをえない。なお、この史料は竹内秀雄『天満宮』の叙述のなかでも使用されているが、史料批判はなされていない。また『北野神社文書』（史料纂集）には収録されていない。

(足利義尚花押)

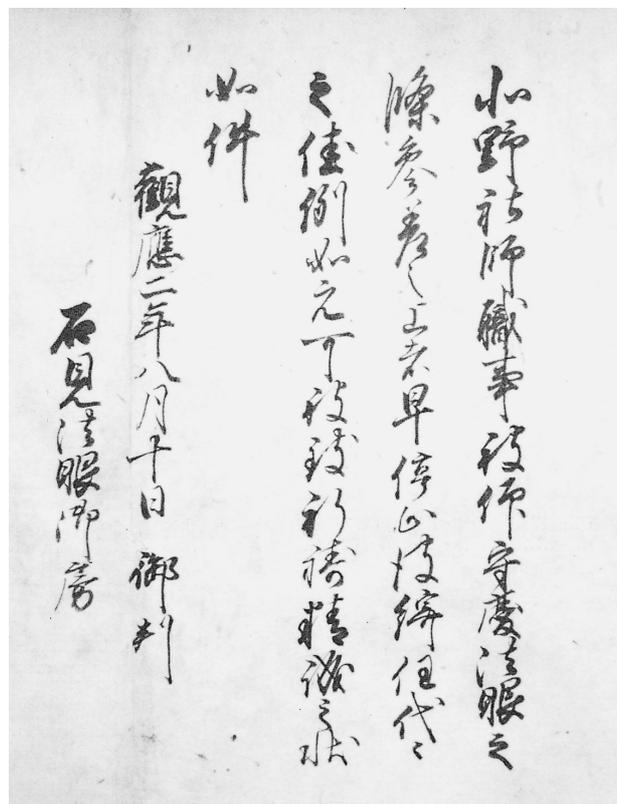


5 建武3年(1336)5月25日 足利尊氏寄進状(寄進状壹卷より)



(禅興花押)

4 北野天満宮寄進状壹卷の桐箱



6 觀應2年(1351)8月10日 足利尊氏御教書(寄進状壹卷より)

(1) 形態

この巻子は、作成時の卷子そのものではない。紙継目を見ると、とくに継目裏花押の形態に不整形なものが見られ、一度は切断され、それが再接合されたものであることが判明する(切断が一度か否かは不明)。継目裏花押の部分まで切断されたところもある。現状の巻子は表紙の絵柄等からして江戸期と見てよからう。料紙は四一丁であるが、第一紙が始まる直前に、表紙裏紙末尾に「紙数四十卷丁(花押)」「花押は禅興(の付箋がある(この付箋については後述))」。

料紙四一丁は、すべて、ほぼ同じ大きさであり、紙質は同じと見てよい。楮紙であるが、上質であり(杉原にくらべて)、クリーム色に近い。室町幕府発給文書によく見られる紙である。紙の法量は、縦はほぼ三四・二センチで統一されている。横は五〇センチ前後であるが、五二センチ台が圧倒的に多い。最大で五三・六センチ、最小で四六・六センチ。縦はすべて同じだが、横は差があり、卷子切断・再接合を考慮しても、紙の大きさ(とくに横)は若干の差があった、と見られる。

次に筆跡であるが、どの文書も(後掲1~73)、同一の筆跡である。継がれた四一紙に同一人が案文を次々と書いていったことが判明する。

先述したように、紙継目にも墨書されており、まず料紙四一紙で継紙を作成し、文書を書いていった。第一紙袖の花押は将軍足利義尚と同形であるが、本人の花押とするのは疑問が残る(形は同じだが、なぞりが多く、線に強弱が見られない)。この花押は、内容的には、1号文書の袖判ではなく、重書案全体を安堵する花押であるだけに、重要な問題をはらんでいる。

(2) 内容

次に、書写されている文書を、冒頭から順に紹介すると第1表のようになる(印のあるものは『北野神社文書』に正文が確認できる)。この重書案全体の性格を明らかにするために、個々の文書内容を含めて、いくつかの点を確認しておく。

まず第一に、この重書案の大半は寄進状類であり、おおむね所領ごとにとまめられている。箱書が「北野天満宮寄進状」とするのも、ある意

味ではうなずける。寄進者は足利將軍家であり、尊氏・直義・義満・義持・義政が見える。つまり、この重書案の大半は足利將軍家から北野宮寺への寄進状の案文であり、重書案全体を袖判(足利義尚)が安堵しているのである。

第二に、文書の年紀は、建武三年(一三三六)五月二五日(1)が最も早く、文明一四年(一四八二)二月一八日(55・56・57)が最も降る。従ってこの重書案の作成は文明一四年二月一八日以降でなければならぬ。

第三に、寄進された所領は、1・2の船井荘に見られるごとく、「師職」の計らいに委ねられ、北野社別当・政所の関与は排除される。2の冒頭では、社僧に祈禱勤行すべき五ヶ条を列挙した後「已上以丹波国船井庄地頭得分、為料足可令勤仕之、次同庄所務并毎日勤行奉行事、禅陽・守慶依重代祈禱之師職、令仰付之上者、令停止别当并政所綺、永代全知行、為両人之計、一社平均可令宛行之者也」と記す。船井荘地頭職得分は毎日勤行と結びついていて、その「奉行」が禅陽・守慶二人に委ねられていることが分かる。しかもこの二人は「重代祈禱之師職」と言われているように、尊氏の祈禱師である(竹内秀雄「天満宮」)。

第四に、この禅陽・守慶の北野神社における立場は「北野社師職」と表現されるようになるが、3以降は禅陽とその系統の得た文書群であることが確認できる(図版6)。

3 北野社師職事、被仰守慶法眼之条、参差之上者、早停止彼綺、任代々之佳例、如元可被致祈禱精誠之状如件、

観応二年八月十日

石見法眼(禅陽)御房

御判(足利義尚)

尊氏は「北野社師職」を一たん守慶に与えたが、それをとりやめ、石見法眼(禅陽)に与え直したのである。この背景には、「北野社師職」をめぐり、守慶と禅陽とが争っている様子がうかがわれ、双方で尊氏(さらに直義)から師職安堵の文書を得ようとしていたのである。

4は宛所を欠くが、「止助法眼守慶知行」とあるから、守慶の敵対側(禅陽)に丹波国船井荘知行を安堵したものである。発給者は「御判」と

第1表 「北野天満宮寄進状壹巻」の文書目録

No.	年 代	表 題	内 容
1	建武3年(1336)5月25日	足利尊氏寄進状	丹波国船井莊地頭職を寄進
2	建武3年(1336)8月18日	足利直義御教書	社僧らに毎日祈祷勤行を命じ、勤行奉行を禪陽・守慶兩人の計らいとする
3	観応2年(1351)8月10日	足利尊氏御教書	北野社師職を石見法眼(禪陽)に安堵
4	観応2年(1351)8月13日	足利直義御教書	守慶の丹波国船井莊知行を止め、某に宛行う。(宛所欠く)
5	観応2年(1351)10月23日	足利義詮御教書	凶徒退治の祈祷を命ずる。(宛所欠く)
6	延文5年(1360)8月9日	足利義詮寄進状	摂津国鶴飼瀬を寄進
7	康安元年(1351)9月27日	足利義詮寄進状	駿河国河原一色地頭職清武跡の寄進
8	貞治4年(1365)7月30日	後光厳天皇諭旨	能登国菅原莊の寄進
9	貞治4年(1365)8月1日	足利義詮御教書	北野社一年一請会料所能登国菅原莊を北野社別当に与える
10	応安3年(1370)9月18日	後光厳天皇諭旨	能登国菅原莊を北野社別当に与える
11	至徳3年(1386)正月28日	足利義満御教書	能登国菅原莊半分を禪院奉行職として安堵
12	応永2年(1395)2月25日	北野神社別当書下	能登国菅原莊奉行職を禪院子孫に領掌せしむ
13	応安6年(1373)11月12日	足利義満寄進状	飛騨国荒木郷内田地を北野社に寄進
14	永和5年(1379)3月12日	源義満寄進状	近江国中荘田井郷地頭方の北野社知行を確認
15	康暦元年(1379)4月25日	足利義満寄進状	摂津国富田方矢野十郎入道跡を北野社に寄進
16	至徳3年(1386)12月25日	足利義満寄進状	加賀国笠間保を北野社に寄進
17	康応元年(1389)2月16日	足利義満寄進状	参河国星野高井彦四郎跡
18	康応元年(1389)10月21日	足利義満寄進状	美濃国芥見荘内日野郷地頭職志多見跡
19	明德元年(1390)5月25日	足利義満寄進状	摂津国得位時枝荘領家職
20	明德2年(1391)9月26日	足利義満寄進状	美濃国則松入道跡
21	明德2年(1391)12月29日	足利義満寄進状	摂津国榎並莊半分
22	明德2年(1391)12月29日	足利義満寄進状	摂津国榎並下莊所職
23	明德4年(1393)6月21日	足利義満御教書	松梅院法印房に神領直務を認める
24	応永元年(1394)8月18日	足利義満寄進状	美作国長岡荘内藤原村五名
25	応永2年(1395)2月12日	足利義満寄進状	因幡国岩井荘内吉田保竹見小羽尾両村
26	応永2年(1395)2月12日	足利義満御教書	北野社三年一請会料所能登国菅原莊を北野社領として再確認
27	応永5年(1398)5月2日	足利義満寄進状	越前国社荘佐々木五郎左衛門尉跡
28	応永5年(1398)6月15日	足利義満寄進状	近江国田中荘領家職・建部社神主禰宜兩職・神田畠田上三郎跡
29	応永5年(1398)11月26日	足利義満寄進状	摂津国東成郡内都戸荘松田八郎左衛門尉満秀跡
30	応永6年(1399)6月29日	足利義満寄進状	但馬国氣比荘水上領家職
31	応永6年(1399)10月27日	足利義満寄進状	山城国久世郡内上奈良分
32	応永6年(1399)12月24日	足利義満寄進状	和泉国坂本郷井七ヶ里地頭職・同国八田地頭領家兩職
33	応永7年(1400)8月11日	足利義満寄進状	尾張国本神戸散在除藤一丸安堵
34	応永7年(1400)8月11日	室町幕府管領畠山基国奉書	同前、左衛門佐宛
35	応永7年(1400)8月13日	尾張国守護斯波義教施行状	同前、甲斐美濃入道宛
36	応永9年(1402)6月23日	足利義満御教書	美濃国賀茂郡蜂屋三ヶ一色内世良田村寄進
37	応永14年(1407)5月12日	足利義持御教書	北野宮寺師職を禪能法橋に仰付ける
38	応永15年(1408)10月4日	足利義持寄進状	美濃国綾部郷野間中務入道跡
39	応永16年(1409)9月20日	足利義持御教書	北野宮寺領を不易地とし、奉行職を禪能法印に領知せしむ
40	文安2年(1445)8月25日	室町幕府管領細川勝元下知状	北野宮寺領を不易地とし、奉行職を禪能子孫に領知せしむ
41	文安2年(1445)11月20日	室町幕府管領細川勝元奉書	北野社御師職は、光園院鎮慶の訴えを棄捐し、松梅院に安堵する
42	応永19年(1412)5月7日	足利義持寄進状	美作国吉野林野兩保
43	応永20年(1413)7月5日	後小松上皇院宣	内野新開下地の寄進
44	応永23年(1416)12月晦日	足利義持寄進状	越前国得光保
45	応永24年(1417)2月22日	足利義持寄進状	山城国池田荘
46	応永25年(1418)11月25日	足利義持寄進状	河内国八ヶ所
47	応永25年(1418)11月25日	足利義持寄進状	和泉国大鳥荘下条
48	応永25年(1418)12月18日	足利義持寄進状	加賀国長崎山代本郷半分福田領家豊田内2町余
49	応永26年(1419)3月2日	足利義持寄進状	加賀国小泉保内田地10町
50	応永27年(1420)7月22日	足利義持寄進状	河内国拾七箇所内葛原郷
51	応永28年(1421)6月3日	足利義持寄進状	近江国高島郡佐々木田中下野守跡
52	応永34年(1427)4月3日	足利義持御教書	近江国西万木地頭職佐々木田中跡を松梅院法印房に安堵
53	文安5年(1448)12月26日	室町幕府管領細川勝元奉書	近江国高島郡田中荘を寄進
54	康正2年(1456)12月23日	足利義政御教書	近江国高島郡田中荘・同国西万木地頭職の寄進
55	文明14年(1482)12月18日	足利義政御教書	河内国八箇所など(9ヶ所)を松梅院禪権に領知せしむ
56	文明14年(1482)12月18日	足利義政御教書	摂津国榎並上莊半分を、密乗院禪果を止め、松梅院禪権に領掌せしむ
57	文明14年(1482)12月18日	足利義政御教書	摂津国榎並莊半分・越前国社荘を、宝成院明充を止め、松梅院禪権に領掌せしむ
58	応永28年(1421)12月25日	足利義持寄進状	近江国馬杉荘
59	応永30年(1423)3月11日	足利義持御教書	摂津国葦屋荘領家職
60	応永30年(1423)8月12日	菩薩戒弟子寄進状	加賀国富墓荘治長知行分
61	文明9年(1477)9月27日	足利義政御教書	No.60にもとづいて加賀国富墓荘を北野社領として確認し、奉行職を松梅院禪権に領掌せしむ
62	応永31年(1424)2月23日	足利義持御教書	山城国斐田下司職并下狛以下散在田地を北野社領として確認し、奉行職は禪能に沙汰すること
63	応永23年(1416)8月25日	足利義持御教書	北野社領諸国荘園洛中辺土敷地については造伊勢役・大管会役を免除することとし、この旨を諸国守護・奉行人に存知せしめる
64	長祿2年(1458)4月16日	足利義政御教書	和泉国大鳥荘下条・美濃国日野郷・越前国得光保内野島等の奉行職を禪能に領知せしむ
65	長祿2年(1458)4月16日	足利義政御教書	河内国八ヶ所・同嶋頭荘などを禪能に領知せしむ
66	寛正6年(1465)7月24日	足利義政御教書	北野宮寺領諸国所々の奉行職を松梅院禪権に領掌せしむ
67	寛正6年(1465)7月24日	足利義政御教書	和泉国大鳥荘下条など(24ヶ所)の奉行職を松梅院禪権に領知せしむ
68	年 月 日 未 詳	北野社領諸国所々目録	(74ヶ所)
69	応仁元年(1467)10月25日	室町幕府奉行人連署奉書	近江国田中郷并西万木等につき、借物は社家として勘弁し、在所は松梅院に安堵する
70	応仁元年(1467)11月29日	室町幕府奉行人連署奉書	近江国田上中荘新賀木葉落等は松千代丸を止め、松梅院に領知せしむ
71	応仁元年(1467)10月25日	室町幕府奉行人連署奉書	北野宮寺領諸国所々は、不易地として社家松梅院に領知せしむ
72	応仁2年(1468)11月24日	室町幕府奉行人連署奉書	和泉国大鳥荘下条は、波多野因幡守を止め、松梅院に領知せしむ
73	文明3年(1471)12月20日	室町幕府奉行人連署奉書	越前国社荘・加賀国小泉保・丹後国時武保などは、方々の競望を止め、松梅院に領知せしむ

注 印は『北野神社文書』に正文のあるもの。

して不明だが、脇に「大休寺殿」と注記され、直義であることが分かる。
3・4は師職とその所領の一括性からすると(しかもほぼ同日)、発給者は同一人である方が自然であるが、重書案作成者は尊氏・直義両方から安堵されたことを示したいのであろう。いずれにしても3・4は、師職をめぐる守慶・禅陽の争いののち、石見法眼禅陽に宛てられた文書である(5も宛所を欠くが、同じであろう)。

第五に、禅陽の後の師職にかかわる問題であるが、個々の宛所(実際の宛所、受取者)として確認できる人物をひろい上げると、いずれも禅陽系統の人物として確認できる。一人ずつ見てみよう。

禅庵を宛所とする文書。11・12。「能登国菅原莊奉行職」が石見法眼禅庵(11)、禅庵法印子孫々々(12)に安堵されている。禅庵は11・12の年紀から、南北朝末・室町初期の人物と見られるから、先の禅陽の後継者と考えられる(同じ石見房を名乗ることも傍証になろう)。

禅能を宛所とする文書。37・39・40・62。「北野宮寺師職」を安堵された禅能は(37)、宮寺領(本・新・当知行の所々)を「不易地」として確立し、その「奉行職」を獲得し(39)、「禅能之子孫」が継承するところとなった(40)。41は40とほぼ同年紀であるが、名宛(形式上の宛所)は「松梅院」となっている。これも実際には禅能が宛所である。41では「北野社御師職事、光園院鎮慶雖歎申之」との文言があり、御師職をめぐる北野社内での争論が起っていることがうかがわれ、禅能(松梅院)がこれを保持しつづけていることを示す。対立者の光園院鎮慶は「慶」字の継承から見て、守慶の後継者である。禅能受給文書は一五世紀前半であり、彼は禅庵の後継者であろう。

禅親を宛所とする文書。64・65。二通とも長祿二年(一四六〇)四月一六日付で、64は和泉国大鳥荘下条・美濃国日野郷・越前国得光保内野島等の「奉行職」を、65は河内国八ヶ所・同嶋頭莊等一六ヶ所の領知をそれぞれ「法眼禅親」に安堵している。とくに65の所領は多く(二四ヶ所)、松梅院主としての領知であることを示す。

禅子を宛所とする文書。66・67。両方とも寛正四年(一四六三)七月二四日付。66は「北野宮寺領諸国所々別録在奉行職」を、67は和泉国大鳥荘

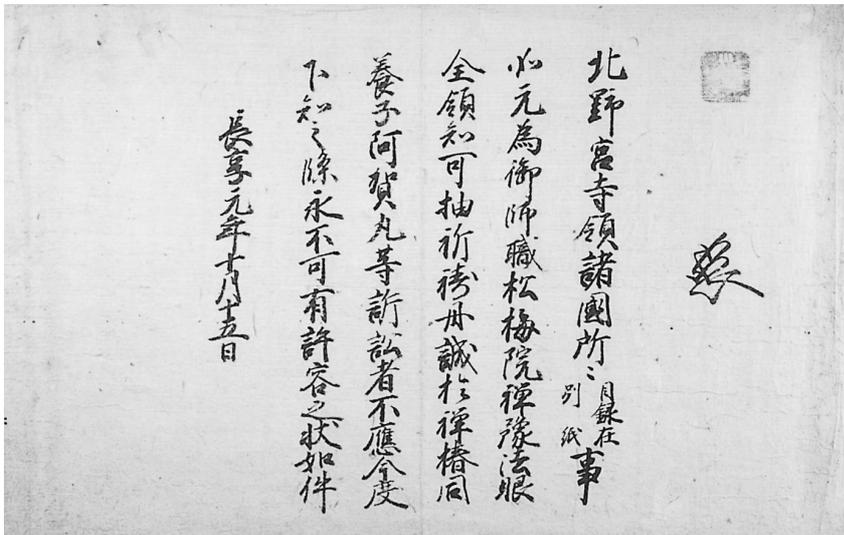
下条・美濃国日野郷・越前国得光保等の「奉行職」をそれぞれ「松梅院禅子」に領知せしめる。この二通に続く文書(69)は「北野社領諸国所々目録」と題して、諸国七四ヶ所の所領を書き上げているが、これが66の「北野宮寺諸国所々別録在」の別紙に当るであろうか。

禅椿を宛所とする文書。55・56・57・61。61が早く文明九年(一四七七)であるが、加賀国富墓莊を社家(北野社)に安堵するとともに、その「奉行職」を「松梅院禅椿」に安堵している。また55・57は文明一四年(二月一八日付)であり、55は河内国八箇所など(九ヶ所)、56は摂津国榎並上莊半分、57は榎並上莊半分ほか同国都戸莊・越前国社莊をそれぞれ安堵されるとともに、いずれも「松梅院禅椿」が領知するよう公認されている。しかも「退方々妨」(56)、「密乘院禅果雖申子細」(56)、「宝成院明充雖申子細」(57)と、対立者がいることがわかり、それを退ける文書となっている。

さらに「松梅院」を名宛としている文書。23・41・43・52・69・70・71・72・73。これらの文書は、41が実際には禅能を受給者としているように、それぞれの時期の松梅院主が受給者である。最も早いのは23の明德四年(一三九三)六月であるから、この頃には松梅院が確立していたのである。以上のように重書案全体(1~73)は北野神社(北野宮寺)を宛所とした室町幕府発給文書群であるが、そのなかに禅陽・禅庵・禅能・禅親・禅子・禅椿・松梅院を宛所とする文書が多数含まれており、文書内容からは松梅院系の伝来文書群と見なすことができよう。

(3) 紙継裏花押 重書案の作成者

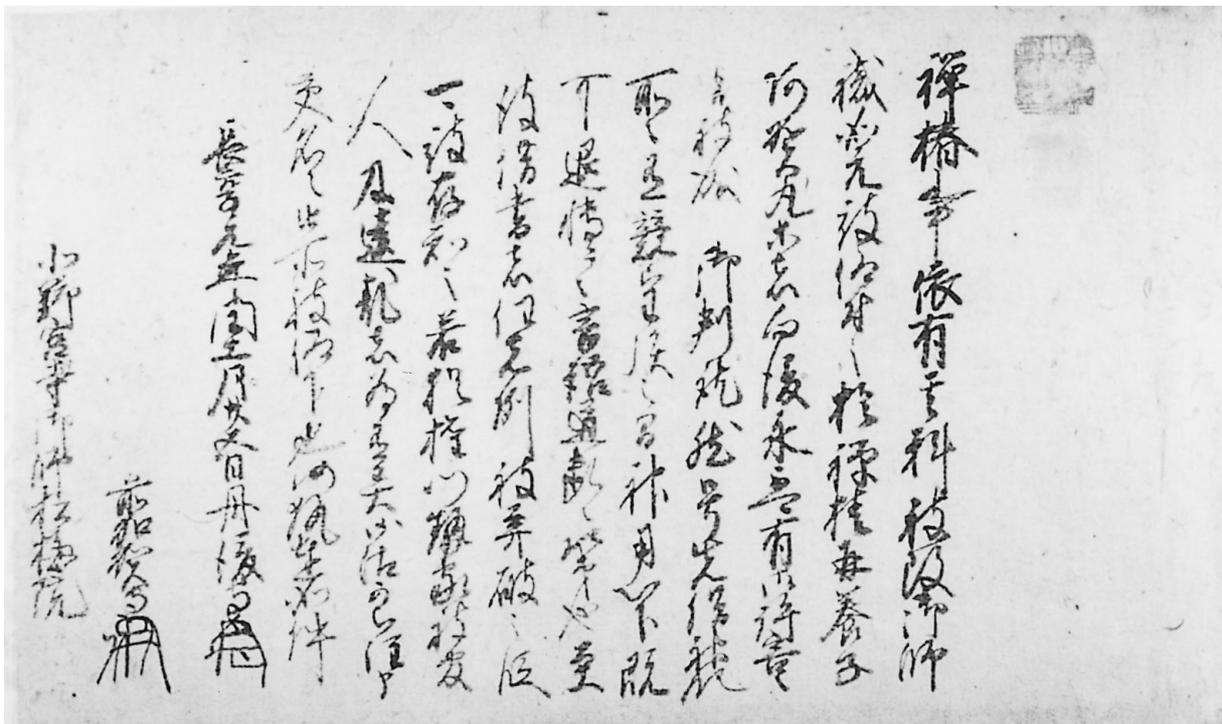
次に紙継裏花押の検討に入る。先述したように、この重書案料紙は継がれた四一紙であり、継目ごとに(四〇ヶ所)裏花押がすえられている。この裏花押の形は、現状では原形を変えているところもあるが(切断し再接合のため)、原形をとどめている形を点検すると、室町幕府奉行人松田長秀(丹後守)のもの(一致する(図版7))。北野神社文書(筑波大学附属図書館所蔵)のなかに、長享元年(一四八七)閏二月二五日室町幕府奉行人連署奉書があり(『北野神社文書』七九号)、そこにっか(日下)に連署する丹後守(松田長秀)の花押と同じである。



8 長享元年（1487）10月15日 足利義尚御判御教書 32.9×52.9



7 紙継目裏花押（寄進状壹卷より）
9の丹後守の花押と一致



9 長享元年（1487）閏11月25日 室町幕府奉行入連署奉書 27.8×46.8

堂後山名

北野宮寺造賞料不美濃
 園日野郷越前園得光保并
 肉野島等事去年丹波院被禁
 申給一方向之案為弘明及三度
 編造之處今幸音之上者願程
 不致欽任代御判之旨所縁得
 所仰松梅院禪豫法眼也早完
 全領知下專不朽修造之状如件

長享二年十二月十七日

内大臣兼右近衛大將源朝臣 殿

10 長享2年(1488)12月17日 足利義熙御判御教書 32.8×53.5釐

北野宮寺願持津國板並上庄奉食同
 下庄東方奉食垂院禪果雖中品
 不修許容早任教通隆父并先祀
 以中庄散讓狀寄之旨松梅院禪楮
 沐願幸下下有相違之状如件

文明十四年十二月十八日

准三官御判

11 文明14年(1482)12月18日 足利義政御判御教書(寄進状壹卷より)

用いられている料紙(四一紙)は、大きさに若干の差はあるものの、ほぼ同じ法量の紙と言ってよく、しかも紙質は楮ではあるが幕府文書によく見られるような上質のものである(前述)。継目裏花押が幕府奉行人(松田長秀)であることも考えると、この重書案全体は、幕府奉行人松田長秀によって作成されたと考えられる(北野社松梅院側で作成して、幕府奉行人に継目裏花押をすえられたとも考えられるが、筆風が幕府右筆系である)。

この重書案全体は冒頭に足利義尚花押をすえることによって完成するはずであり、作成年代は義尚將軍在位期間でなければならぬ。また重書案作成が松田長秀によるものであるにしても、北野社松梅院側からの要請があったと考えるのが当然であろう。こうして、足利義尚(義熙)・松田長秀・北野社松梅院の三者の連係が考えられるが、この関係を確認できる文書が三通残っている。

(A) 長享元年(一四八七)一〇月一五日足利義尚御判御教書(『北野社文書』七八号、図版8)

(足利義尚)
(花押)

北野宮寺領諸国所々別紙在事、如元為御師職松梅院禅予法眼全領知、可抽祈禱丹誠、於禅椿同養子阿賀丸等訴訟者、不応今度下知之条、永不可有許容之状如件、

長享元年十月十五日

(B) 長享元年(一四八七)閏二月二五日室町幕府奉行入連署奉書

(同前七九号、図版9)

禅椿事、依有其科被改御師職、如元被仰付之、於禅椿并養子阿賀丸等者、向後永不可有御許容之旨、被成 御判訖、然号先借、神領所々有競望族之間、神用以下既可退転云々、言語道断之次第也、至彼借書者、任先例、被棄破之段可被存知之、若猶權門勢家被官人及違乱者、為有異沙汰、可被注申交名之由、所被仰下也、仍執達如件、

長享元年閏十一月廿五日

丹後守(花押)
前加賀守(花押)

北野宮寺御師松梅院

(C) 長享二年(一四八八)二月一七日足利義熙御判御教書(同前八〇号、図版10)

北野宮寺造管料所美濃国日野郷・越前国得光保并内野畠等事、去年妙藏院祐繁申給一方之条、為糺明及三ヶ度触遣之処、今無音之上者、頗無理之所致歟、然任代々御判之旨所返付御師松梅院禅予法眼也、早如元全領可專不朽修造之状如件、

長享二年十二月十七日

内大臣兼右近衛大将源朝臣(花押)

(A) は「松梅院禅予法眼」を「如元為御師職」、北野宮寺領諸国所々を領知させるものである。禅予は寛正四年七月に松梅院主として文書を受給していたが(66・67)、文明九年には禅椿に替っていた(61)。その禅椿が「禅椿事、依有其科、被改御師職」(B)とあるように、御師職を改易されたのであり、禅予が再び御師職につけられたのである。

(B) は(A)をつけた奉行入連署奉書であるが、「於禅椿并養子阿賀丸者向後永不可有御許容之旨」が確認され、神領に関する借書は棄破すべしとの仰せが「北野宮寺御師松梅院」(禅予)に伝達されている。この連署者の一人が松田丹後守(長秀)である。

(C) は美濃国日野郷・越前国得光保につき、妙藏院祐繁の主張を退け、「松梅院禅予」に返付したものである。

こうして長享二年の後半には、松梅院禅予は將軍義尚(義熙)・幕府奉行入松田長秀から受益文書を受け取っており、禅予と松田長秀の接触は深まっていた、と見てよかる。こうした事態を背景に、重書案全体(1~73)が作成され、その内容が安堵されたと考えられる。

ところで、重書案冒頭の足利義尚花押はどう考えるべきであろうか。形は義尚のものであるが、なぞりが多く、(A)・(C)の花押とくらべても、本人のものとは見なし難い。花押だけが後世(例えば江戸期)のものとする考え方もできるが、袖(第一紙の袖)の大きさからして、重書案作成時から袖判が企画されていたと考えられるため、袖判花押はこの時期のものとする方が整合的である。そこで想像をたくましくすれば、この義尚花押は本人ではないが、幕府方ですえられたと考えるのが一つ

第2表 「北野天満宮領丹波国船井荘相伝文書」の文書目録

No.	年 代	表 題	内 容
アイウエ	観応2年(1351)4月18日 観応2年(1351)5月28日 観応2年(1351)7月7日 観応3年(1352)8月8日	足利直義御教書 足利直義御教書 足利直義御教書 足利直義御教書	北野社師職は、禅陽法眼を退け、助法眼に与える 丹波国船井荘を助法眼守慶に一円沙汰せしむ 北野社御師職は、禅陽法眼を改め、助法眼に与える 丹波国船井荘内熊崎村・興田村は、荻野尾張権守朝忠の濫妨を止め、中沢次郎左衛門尉とともに下地を社家雑掌に打渡すよう、酒井次郎左衛門尉に命じる
オカキ	観応2年(1351)10月23日 観応2年(1351)2月1日 建武3年(1336)8月18日	足利直義御教書 足利直義御教書 足利直義御教書	北野宮社僧に大般若経転読を命ずる 助法眼に祈祷を命ずる 天満宮本地供養法を毎日一座、船井荘得分を春用とし、守慶・禅陽両人の沙汰として勤行するよう命ずる
ク	建武3年(1336)8月18日	足利直義御教書	社僧らに毎日祈祷勤行を命じ、勤行奉行を禅陽・守慶両人の計らいとする(「北野天満宮寄進状壹巻」No.2と同じ)
ケ	永享元年(1429)10月28日	足利直義御教書	丹後国吉園荘などを北野祀官真福院僧都幸隆に領掌せしむ

の解決策であろう。詳しくは検討できないが、今はこうしておきたい。

こうして重書案全体は、松梅院ではなく、幕府奉行人松田丹後守長秀のもとで作成されたのであり、その時期は長享二年後半の可能性が高い。

(4) 付箋「紙数四十吉丁(花押)」

第一紙の始まる直前に(表紙の裏末尾に)付けられた箋がある。「紙数四十吉丁」と記し、花押をすえている。この花押だが、これは年欠一二月二日松梅院禅興書状(『北野神社文書』一六四号)に見える差出人(禅興)の花押と一致する。従って付箋は禅興が付けたことになる。

禅興は天文年中から松梅院主となり、北野社祀官しかんとなっていたが、永禄七年五月一〇日には將軍足利義輝から北野宮寺領諸国所々の領掌を安堵され(『北野神社文書』一六六号)、同じ趣旨の奉行人奉書を与えられている(同前一六七号)。ここで「北野宮寺領諸国所々目録」と見えることから、禅興は所領を書き上げるのに重書案68を底本にしたものと見られる。

禅興は松梅院主として、この重書案をひきついたのであり、重書案全体を点検し、「紙数四十吉丁(花押)」としたためたのであった。

三 守慶系統の文書―北野天満宮領丹波国船井荘相伝文書―

筑波大学が一九九八年秋に購入し、現在は中央図書館に所蔵されている。巻子の古文書(九通)であるが、継紙であり、料紙・書体ともに江戸時代のものである。江戸期(おそらく後期)に書写された文書群であるが、その内わけは第2表の通りである(配列順)。

一見して明らかな如く、観応二年のものが四通と多く、しかも宛所(実際の受給者)が助法眼(守慶)である。守慶はこの時、北野社師職を禅陽と争っていたが、守慶の方も尊氏・直義両方から文書を受け取っている。しかも観応三年八月八日の足利直義からの船井荘二村打渡し命令の文書(エ)もあることから、この時点でも、守慶が北野社師職にあつたと見られる。ただ対立側の禅敵が至徳三年正月には義満から御判御教書を与えられているので、「寄進状壹巻」11)、守慶は没落したと見られる。

キ・クは禅陽方に与えられたものと同趣旨であり、建武三年段階では北野師職・船井荘知行を禅陽・守慶両方の計らいとしている。

ケは「北野祀官」の地位に真福院僧都幸隆が就いていることを示すが、この「祀官」の地位は師職を継承するものである(松梅院の禅興も祀官となっている)。永享年間には真福院禅慶や松光院秀慶も將軍義教から文書を与えられており(『北野神社文書』六〇・六一号)、院家の分立状況が見える。真福院幸隆を受給者とする文書がこの文書群(ア)ケ)に含まれているということは、この人物が助法眼の系統を継承していたことを示すのであろうか。

以上のように、アケの文書群は、南北朝期の助法眼守慶を宛所(受給者)とするものであり、1〜73の禅陽 松梅院側の文書とは対極をなす。これらの文書が江戸後期に書写されているということは、これらの底本が存在しなければならぬ。それは案文であろうと思われるが、守慶系統の文書群も存続しつづけたものと見られる。

なお、この文書群のうちの多くは『大日本史料』第六編に採録されているものと同内容であり、字配りからして(付箋文字)、あるいはその

底本かとも思われる（ただしエ・オは未収録）。

四 松梅院の成立時期

二つの文書群の検討により（一方は写であるが）、建武三年当時、尊氏・直義によって、北野社師職とされた禅陽・守慶の両者は争うようになり、守慶系統は観応三年以後に没落し、至徳年中には禅陽系の禅敵が「奉行職」を獲得することとなった。

足利義尚袖判の重書案は、このうち禅陽・禅敵の系統に宛てられた文書群の集成であるが、どの人物の時代から松梅院と言われるようになったのであろうか。

「松梅院」の初出は前述のように明德四年（一三九三）六月であるが（23）、この時期の松梅院主を検討してみよう。至徳三年（一三八六）正月二八日義満御教書（11）と応永二年（一三九五）二月二五日北野社別当書下（12）は、ともに禅敵を受給者としている。23は「北野宮御師松梅院法印房」を名宛人に行っているが、これが禅敵を指すことは、以上から確実である。従って「松梅院」は禅敵の時に設立されていたのである。このことは、後代の松梅院主からも確認されるところである。次の文書を見よう（図版11）。

56 北野宮寺領撰津国榎並上庄半分・同下庄東方事、密乘院禅果雖申子

細、不能許容、早任数通證文、先祖法印禅敵讓状等之旨、松梅院禅
椿弥領掌不可有相違之状如件、

文明十四年十二月十八日

（足利義政）
准三宮御判

足利義政は、撰津国榎並庄半分などの領有を「松梅院敵椿」に認めたのであるが、その根拠の一つに「先祖法印禅敵讓状」をあげている。この讓状は禅椿が幕府に提出したものであろうが、禅椿はそれを「先祖法印禅敵讓状」としたためたのである。「北野社師職」が祈願師とその所領を内実としたものであるから、その讓状こそが後継者の決め手となる。禅椿は、彼にまで到る松梅院の系統の出発点を禅敵に求め、「先祖

禅敵」と言っているのである。このことは禅敵の時代に松梅院が成立したことを示すものである。

禅敵は禅陽の後継者と見られる。前代の禅陽・守慶の併存・争いや守慶の没落を経て、禅敵の時代になって、松梅院は成立したのである。禅敵の時代には、義満からの所領寄進が多くあり（重書案のなかでも三三通）、これが重書案全体のなかで目立つところであるが、おそらくこの寄進も禅敵の政治力のなせる業であろう。松梅院は、こうした政治力学を背景に成立したと考えられる。

（山本 隆志）

『北野社家日記』について

『北野社家日記』はもと京都北野天満宮（中世では北野社・北野宮寺と呼ばれる）の祠堂である松梅院に伝わった日記であり、明治の神仏分離の際に散逸し、現在は北野天満宮、筑波大学附属図書館、天理図書館などに分蔵されているが、筑波大学附属図書館で所蔵している分が最も多い。

楮紙を二つ折りにし、数十丁分を和綴じにした上で表紙をつけ、数か月分の記事を記している。そのため紙背に文書がある場合がしばしばあり、これらの研究は、古文書研究・中世史研究・神社史研究上、大きな意義があり、その解明が待たれる。原本表紙には、「日記」「条々引付」「引付」「社家引付」「社法引付」等と記されている。引付とは、後日の参考・証拠とするために書き留めた記録のことをいい、文書様式上、発信者と受信者をもつ「文書」と、受信者をもたず自己の後日の記憶に備えるための「記録」との中間に位置するものとされている。備忘のためや後日の参考として、儀式・行事の作法・故実など、職務上必要な事項を記録しており、後の参考にされた。また、記主の感想や日々の細々とした出来事が詳細に記されていることから、公的な文書には記されない日常の姿をつかがうことができる。さらには、「後証のため」として、発給した文書や受信した文書が書写されており、訴訟の際などに参照されたこともあった。これらの中には、現存しない文書も多数含まれており、大変貴重である。

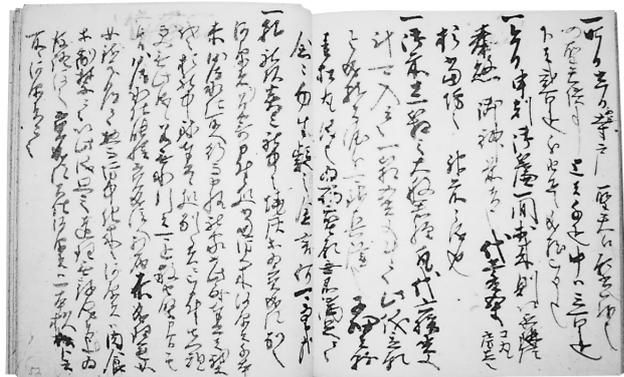
刊本として、続群書類従完成会より史料纂集『北野社家日記』が刊行されており、第一～第六では日次記を、第七では日次記以外の引付の抄録を収録しており、以下続刊の予定である。また、この他『北野天満宮史料』にも遷宮記・三年一請会引付などの記録類が翻刻されており、「北野社家文書」とあわせて、中世の北野社を知る上で基本的な史料となつ

ている。

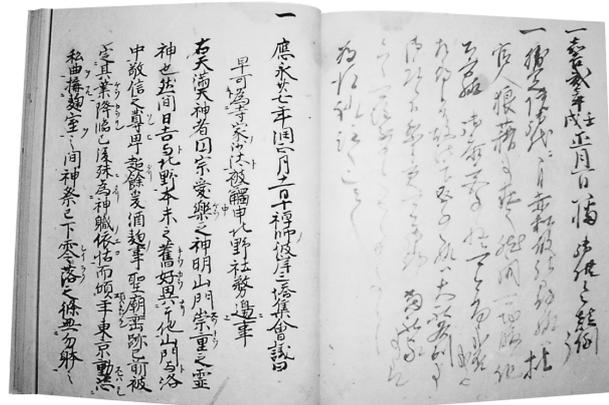
現存している部分は、室町時代後期から江戸時代初期にかけてで、その年次は、宝徳元（一四四九）、長禄二（一四五七）、長享二丁明応三（一四八八）～九四、明応八（一四九九）、明応九（一五〇〇）、永正二（一五〇五）～一二、天正一七（一五八九）～一九、文禄三（一五九四）、文禄四、慶長三（一五九八）～一八（八、一三、一四年欠）、元和二（一六一六）～五、九、寛永四年（一六二四）である。途中書けている年次も多く、散逸したことがうかがわれる。また、日次記以外の引付の抄録も残されている。

記主は禅親・禅豫・禅光・禅昌・禅意ら代々の松梅院の社僧である。松梅院は公文所として北野社一社を代表して別当曼殊院門跡や幕府とのやりとりを行い、神領の管理も行っていた。

内容は、北野社の祭礼をはじめ、社領の経営などの経済活動、神人の活動、幕府や京都の動静、山門との関係、贈答の儀礼、商工業者や庶民の姿、さらには連歌などの芸能に至るまで、多岐にわたっており、室町後期の研究には欠かせない史料となっている。また、松梅院は將軍祈禱のための御師職や本殿を管理する御殿職、神事を執り行う神事奉行でもあったため、そうした関係の記録も多い。



13 延徳2年(1489) 引付 4月13日条 冊子25 6×22 2頁



12 嘉吉元年(1441) 社家条々抜書 応永27年(1420) 閏正月11日条 冊子28 1.1×23 0頁

〔図版解説〕

12 嘉吉元年(一四四一)「社家条々抜書」松梅院禪融記

応永二十七年(一四二〇)閏正月一日条

酒造に対する税である「酒麹役」は、古代では酒造司の長官酒造正を世襲した中原家が徴収していた。それが南北朝時代末になると京都西京の神人が北野社への祭礼負担を理由にその納税を拒否するようになり、さらに南北朝時代になると麹作りの独占をはかり、足利義持は応永二十六年(一四一九)九月に、西京住人以外の経営する京都の麹室をすべて破却させ、酒屋は今後麹醸造を行わない旨の起請文を北野社に提出させ、西京神人が麹室の独占をするに至った。

これに対し、東京(左京)においては私に麹室を構える者があつたため、北野社はそれを停止するよう山門(比叡山)に訴えた。応永二十七年閏正月一日、山門ではそれに対して、西京住人による麹役の独占を認め幕府の裁許を保証し、さらには山門公人がこれに関連して北野社に乱入することを禁止することを保証している。こうしたことが三塔(東塔・西塔・横川)集会によって決定され、全山一二名の学侶の連判が加えられており、当時の山門の構造をうかがうことができる。

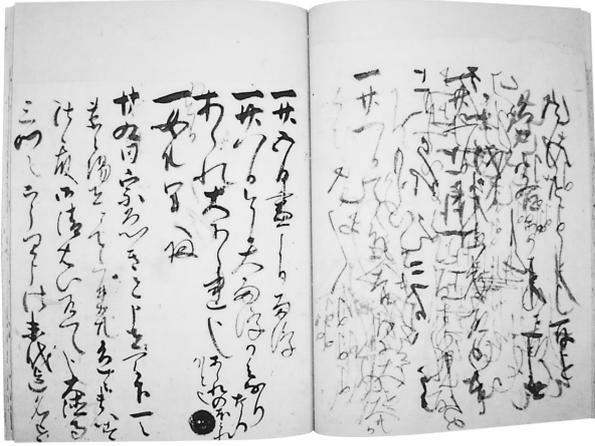
しかし、これはのちに問題となり、正長元年(一四二八)八月二十七日山門西塔院閉籠衆事書において、山門の側は、北野社公文所禅能(ぜんのう)が京都の酒屋土倉(どせう)に先例と称して麹の停止を傍族を相語らい連署状を取り調べ、山上の下知だと号することの不法を指弾し、山門連署状の返却を強

く要求している。以降、北野社による麹業独占に対して、京都の酒屋・土倉と結んだ山門が対立していくこととなる。

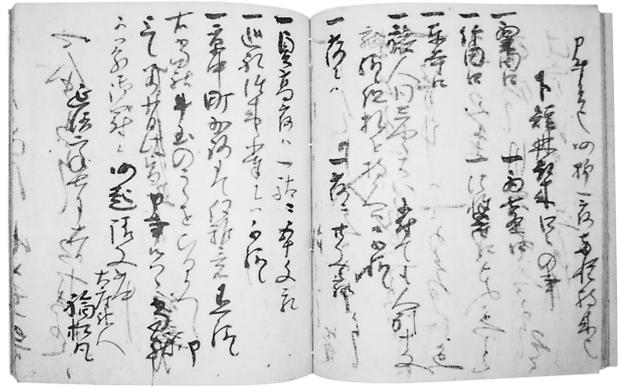
13 延徳二年(一四八九)「引付」松梅院禅予記 四月三日条

延徳二年(一四九〇)三月一七日、京都西岡の土一揆が徳政を要求して蜂起し、北野社に立てこもり、幕府の軍隊と対峙した。迫る幕府軍に対し、一揆衆は社殿に火をつけ、三人が命を落とした。そのときの死体処理は、焼け跡の釘・鏝の収集作業とあわせて河原者が請け負った。神域で発生した死体の処理は、ケガレの問題があるため、賤民である河原者が処理にあたり、キヨメを行うことになっており、三人のうち宮内で亡くなった二九人の処分代として一体につき一〇〇文、計二貫九〇〇文が河原者に下行されている。

そうしたところ、四月になって「千本赤」と名乗る河原者が北野社に現れ、処理の一件に関して異議を唱えた。それによると、このたびは宝成院(ほうじょういん)が一本杉の河原者に処理を委託したことは先例がないことで、こうしたことが起きた場合、自分たちが代々奉仕してきているのであって、先方の河原者が当方の申し分を納得しないのであれば追放してしかるべきであると主張している。この主張は沙汰承仕能権を通じて宝成院に伝えられ、受け入れられることとなった。また、この記事から、北野社に出入りしている河原者は、日常生活において肉食が禁じられていたこともわかるなど、被差別民の研究上注目されている記事である。



15 天正19年(1591) 日々記 2月28~29日条
冊子29.6×22.6^{センチ}



14 延徳2年(1489) 引付 7月12日条
冊子25.2×22.0^{センチ}

14 延徳二年(一四八九)「引付」松梅院禪予記
七月二日条

神人とは神社に所属して祭祀または供御に奉仕する義務を負う一方、神社から保護されている人々のことを指す。永享三年(一四三二)一二月の北野宮寺祈禱帳によると、北野社に所属する神人として、織部司本座神人・八月御祭御神供神人・左衛門町御神供神人・近衛保神人・二三条保神人・三月三日保神人・五月五日保神人・七月七日保神人・九月九日保神人・民部省町御壇供神人・酒役神人・諸座神人・大座神人などが存在したことが知られている。また諸座神人に含まれると考えられる不断香神人・水垂神人などがあつた。大座神人は諸院宮・大臣家の牛飼童が北野社に奉仕する神人となつたものであり、八月三日の北野祭の大座神供を供える費用を調達するのがその役目であつた。そのため大人になつても童名を名乗っている。大座神人は京都の入り口で七月一日から一寸ほどの切紙を短冊と名づけて通行人に配り、その交換に通行税として北野祭の大座神供の費用を徴収した。

この延徳二年(一四九〇)七月二日大座神人福松丸起請文からは、大座神人が短冊を配つた京都の入り口が、粟田口(東海道)・西七条口(丹波街道)・竹田口(竹田街道)・法性寺口(伏見街道)・東寺口(西国街道)の五か所であつたことがわかる。人別一〇文徴収したが、札(過書)を持つている者、巡礼往来の者は免除された。荷には一荷につき二〇文、牛馬に乗せた奥高荷には一駄につき五〇文徴収した。この文書は北野社の

牛玉宝印の裏に書かれて提出された。

15 天正一九年(一五九二)「日々記」松梅院禪
昌記 二月二十八~二十九日条

天正一九年(一五九二)一月二三日、千利休の最大の庇護者であつた豊臣秀吉の弟秀長が亡くなると、茶頭として秀吉政権下の重鎮にあつた利休に対する風向きが悪くなつた。天正一五年(一五八七)一〇月には、秀吉や利休らが亭主となつて北野大茶湯を行うなど、蜜月さを示していたが、利休に反感を抱く石田三成らが利休の排除を企んだとされている。

天正一九年二月二八日、利休は切腹を命じられているが、『北野社家日記』では利休のことを「まいす(売僧)」悪徳の僧であつたため成敗されたのだと記している。大徳寺三門には、亡父五〇年忌のとき大徳寺大檀那となり三門を改築したことにより利休の木像が飾られていたが、頸を切り、木像とともに聚楽大橋(一条戻り橋)にさらされることとなつた。三門を通る際、秀吉であれ天皇であれ、頭を下げてくぐらなければならず、それが秀吉の忌諱に触れたともされている。

利休が切腹した二月二八日は京都では雷が鳴り、大きなあられが降つた。日記では「あられの本これほと也」として、直径約一・五センチの黒丸が記されている。こうした天変は怨霊の出現と結びつけられ、『南方録』『絵本大閻記』などに利休の怨霊が登場している。

(山田 雄司)

寺社における引付の一例

— 東寺凡僧別当引付

本史料は一五丁（一五紙）からなり、第一五丁（縦二七・〇×横四四・三センチ）をのぞいて各丁ともほぼ縦二五・五×横四二・五センチの大きさにそろえられている。書状に使用された紙を切りそろえ、裏面に文字を書いて袋とじにしたものである。現在は袋とじを開いて裏うちし、右端をつづつた形となっている。各丁に「東京教育大学図書館」の蔵書印（朱印）がおされ、同書の開学時期（一九四九—一九七八年）に購入・収蔵がなされたことはわかるが、その経緯についてはあきらかでない。本史料は、かつて北野神社文書と同一の文書箱に収納され、「文明年中記 東寺拝堂故実記」として紹介されたこともある（峰岸純夫「東京教育大学所蔵文書・記録」『歴史評論』三三三—三三六、一九七八年）。特別展の準備のため今春から調査をすすめた結果、本史料は「東寺凡僧別当引付」とよぶべきものであることが判明した。以下、東寺、凡僧別当、引付について簡略に解説し、最後に本史料の性格について明らかにしたい。

東寺（京都市南区九条町）は正しくは金光明四天王教王護国寺と称し、平安京遷都後の延暦一五年（七九六）、桓武天皇によって建立された。羅城門の東に置かれたため、通称を東寺、もしくは左寺・左大寺という。弘仁一四年（八二三）に空海にあたえられてからは、真言密教の根本道場としてさかえた。

の凡僧別当について解説する前に、東寺の組織について紹介しておく。まず、東寺の長官は「東寺長者」とよばれる。東寺内部の僧侶がこの地位につくのではなく、多くは醍醐寺の報恩院・三宝院、仁和寺の菩提院・真光院などの門跡寺院（皇子や上級貴族の子弟が入る特別な格の寺院）の僧侶が任じられた。東寺長者はそのまま自分の門跡寺院に住み、東寺に住住することはなかった。この長者のもとで、東寺の実務を担当するのが凡僧別当である。凡僧別当は東寺の代表者であることも

に、長者の代官という性格をもっていた。

たとえば、朝廷から東寺への通達は東寺長者あてに出されるが、長者はその内容をかならず凡僧別当に伝える。凡僧別当はそれを受けて、東寺の僧侶たちに通達を行なう。凡僧別当は長者と寺僧との連絡調整にあたり、祈祷・法会の執行や人事についての文書の作成などを行なった。

引付とは、もともと「手引き」の意味をもつ史料のことである。一般に寺院内部の事務は文書の通達によって行われる。一方で、こうした事務の動きおよび結果は公的・私的な日記に記される。しかし、実際に事務を行う際には、その原則やマニュアル、および前例などが参照されなければならない。こうした参照事項を集めたものが、引付とよばれる史料である。引付は過去の文書や日記から多くの引用を行ない、のちの参考にするというスタイルをとっている。それゆえ引付は、「文書と記録の中間に位置する」という評価を受けているのである。

以上を念頭においた上で、本史料の内容に立ち入ってみよう。おもに年代および執筆者の特定を行なってみよう。一五丁は年月日の順にならんでいるわけではなく、かなりの錯簡（順序の倒錯）が見られる。検討の結果、各々は時期的に大きく三つのグループにわけられるようである。その内訳は、A長祿三年（一四五九）八月のもの（第一五丁）、B文明一五年（一四八三）六月—二月のもの（第二一—第二三・第四・第一〇・第二一・第二四・第三一・第三五・第四一・第四七丁）、C文明一六年（一四八四）—二月のもの（第六・第八・第九丁）の三群になる。

（ ）内は、本来の順序と思われるものにならべかえてある。

A群 一丁のみだが、「東寺長者」にあてた八月一〇日付の綸旨（天皇の意を受けて出される文書）が引用されており、その奉者（天皇の意を受ける人）として「左少弁俊顕」の名が見える。文書の内容は、東寺

に「日形両現」(日中に太陽が二つ見えること。「暈」という現象)のため
の祈祷を命ずるものである。「俊顕」は坊城俊顕のことで、彼が左少弁
であったのは康正三年(一四五七)六月二十五日から寛正二年(一四六一)
三月二十八日の期間である(『公卿補任』)。このあいだに「日形両現」とい
う天変地異が起り、寺社に対して祈祷が命じられたのは、長祿三年
(一四五九)八月以外にはない。祈祷を命じる論旨は東寺長者にあてら
れ、その内容は長者の執事の文書によって「別当大僧都」つまり凡僧別
当に伝えられている。文書を受けとった人物がそれを書きうつしたと考
えられるから、記録の執筆者は長祿三年八月当時の凡僧別当に他ならな
い。以上から、少なくともA群については、東寺凡僧別当引付の一部と
断定できる。このときの東寺長者は真光院禅信、凡僧別当は観智院宗泉
である(「東寺長者補任」、『続々群書類従』一)。宗泉の残した引付とし
ては「隨心院文書」のなかの東寺別当方雜記が知られるが、長祿二年正
月六日から同年二月二十九日までを記した一冊にかぎられている。A群
は、それにつづく巻のうちの二丁であった可能性が高い。

B群 第四丁(図版16)に文明十五年(一四八三)七月一日の文書
が引かれていること、朝廷から東寺長者にあてた文書、および長者の執
事から別当にあてた文書が引かれていることから、B群は文明十五年当
時の凡僧別当引付と考えてよい。このときの東寺長者は真光院守鑊、凡
僧別当は宝輪院宗承である(「東寺長者補任」)。紙背(裏面)の書状の宛
名には、「二位殿」(第一二丁)、「三位律師御坊」(第一〇丁)と見える。
執筆者は、自身に届いた書状の裏を記録用紙として用いたのである。つ
さらに本文に引用された書状の宛名には「宝輪院御坊」(第一丁)と見
える。この時期に「宝輪院」の「三位律師」とよばれたのは、宗承しか
考えられない。B群は、宝輪院宗承の手による凡僧別当引付と考えてよ
いだろう。

C群 第八丁(図版17)には、「今度(近日)」のこととして「文明十
六甲辰十二月」と記した部分があり、それゆえ文明一六年二月の
ものと断じてよい。実は前年の二月に東寺長者である真光院守鑊が死
去しており、それ以後の東寺は長享二年(一四八八)一〇月まで長者・

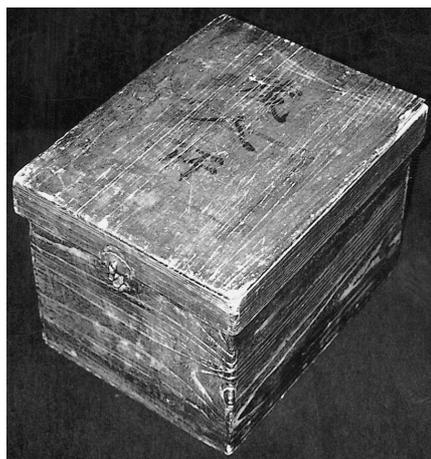
凡僧別当ともに不在となっていた(守鑊が死去したことは第一一丁に記
されている)。しかし、C群の筆跡はB群と見わけがたく、紙の法量(大
きさ)も一致するため、この時期に宝輪院宗承が引付を記しつづけた可
能性は高い。

各群で話題となる記事は、以下の通りである。A群では、長祿三年
(一四五九)六月・七月に太陽が二つ見えた現象について、朝廷が東寺に
祈祷を命じている。B群では、凡僧別当に着任したばかりの宗承が東寺
の「拝堂」という行事(一種の通過儀礼)を体験したこと、朝廷による
「舍利奉請」という行事が東寺長者の「不例(病氣)」により進行しない
こと、などが記されている。C群では特に、東寺の僧侶が「拝堂」とい
う行事をどのような手順ですませたかが記されている。本史料は、室町
後期の東寺とその組織を語る貴重な史料の一つと考えられる。

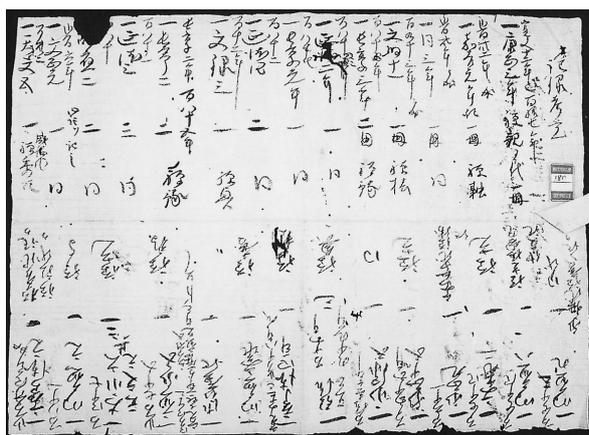
(苺米 一志)

《コラム》

北野神社文書の伝来と整理



18 享保7年(1722)正月「蔵人所」銘入り文書箱
43.2×33.9×31.2^{センチ}



19 寛文12年(1672)記録考覚 31.2×42.7^{センチ}

本学に伝来する北野神社文書の大半は、かつて

北野神社の三祠官家(社家)の一つで神事奉行を務めた松梅院(神仏分離以降は還俗して吉見家)が所蔵していたものである。昭和二〇年代のはじめ東京文理科大学国史学研究室の教官らが発見し、購入されたものと伝えられる。文書には「東京文理科大学附属図書館印」の蔵書印が押され、「東京文理科大学国史学研究室」の図書ラベルが添付されているが、一部に東京教育大学附属図書館・文学部日本史教室などの蔵書印のあるものもある。格好の教材としてしばしば用いられ、教官や上級生の指導をうけながら難読文字と格闘したことや、原文書にじかに触れる喜びを感じたことを思い出とする卒業生も少なくない。

別項で紹介された北野社家日記は、発見時に「蔵人所」と蓋に記された黒塗りの文書箱(図版18)に入っていたという(峰岸純夫「東京教育大学所蔵文書・記録」『歴史評論』三三三、一九七八年)。その蓋の裏面には「享保七年正月廿六日令官工造之」とある。

北野社家日記には、昭和三八年(一九六三)東京大学史料編纂所が撮影したマイクロフィルムがある。これを見ると当時、大部分は綴じ紐がない状態である。現状でも、本来の一冊本が分冊されたもの、錯簡(乱丁)のあるものが見受けられ

る。このような状況そのものが本文書の歩んできた受難の道のりを物語っている。購入以降、整理・補修と研究を進められ、また本学への移管に尽力された津田秀夫、峰岸純夫、高木三男、田沼睦の各氏をはじめ、本学および前身校の関係者の多分の御労苦は想像にかたくない。

ところで、本文書群にはそれ以前、江戸時代より数度の整理・補修をうけた形跡を確認することができる。田沼睦校訂『北野神社文書』(続群書類従完成会、一九九七年)で紹介された状物の一部にも、「慶長十八迄二百廿七年か」(至徳三年正月二八日「足利義満袖判御教書」)や「文亀二年(享保十四年迄二百二十八年)」(文亀二年二月一三日「足利義澄御判御教書」)のように、その整理時期を示す付箋が見受けられる。

北野社家日記については、竹内秀雄校訂『北野社家日記』六(続群書類従完成会、一九七三年)の解題に指摘されるように、寛文二年(一六七二)松梅院尚禅の代に目録である「記録考覚」(図版19)が作成されている。ここには、一部本学現蔵分も含む日記三八冊が書き上げられている。

本学所蔵の書状のなかには、このとき社家日記本体の包紙として転用されたものがある。例えば年未詳二月二六日「久留正英書状」の裏には次の書き入れがあり、尚禅によって作成された、現状では五冊ある松梅院禅予筆の延徳二年(一四八九)「引付」のいずれかの包紙(「記録考覚」第六項に相当)であったことがわかる(図版20)。

延徳二年 禅予記

寛文十二年迄

権現造建築を支えるしくみ

―北野神社の遷宮記録―

北野神社の建築と遷宮

北野神社の社殿は、慶長一二年（一六〇七）豊臣秀吉の子秀頼が檀那、片桐且元が普請奉行となつて造替（建て替え）されたものである。これに先立つ「北野社家日記」慶長三年二月五日条では「天神八ツむねノ儀申出候へ八紀州御造宮候八人と被仰也」と、その本社（本社の構造を八棟造と称している。その名のとおりの屋根の外見は複雑で、入母屋造の本殿と拜殿の間を石の間で結ぶ構造）権現造になっている。一六世紀以前には北野神社固有の社殿構造であった。

これらの修復・造替の作事（わざ）に際しては、本殿に祀られる御神体が仮殿に遷され（仮遷宮）、または外遷宮、社殿が成るとまた戻されて祀られた（正遷宮）。慶長一二年の正遷宮は二月三日、別当曼殊院宮（竹内門跡）良恕法親王をはじめ上卿坊城盛長など朝臣らが出仕して執行された。これに参詣した唯一神道（吉田神道）の権威、神龜院梵舜は、「作法以下神道二相違ト云也」（『舜旧記』）とその神事の特異さを書き残している。作事や遷宮の神事・進捗状況については通常の日記とは別に引付が作成され、権現造建築を支える先例の手引きとされてきた。本学所蔵のなかでは、表紙に応仁三年（一四六八）の年紀を表紙に載せるもの（図版22）を最古とする。

中世の京都では大寺社が独自に職人（しやくじん）をかかえ、一四〜一五世紀以降その「職」を補任して保証することにより、社殿・堂宇や神宝の維持に努めた。北野天満宮でも、一五世紀半ばから大工（番匠大工）・檜皮大工・鍛冶大工・畳大工・大鋸・鋳物師などの職をもつ特権的な職人が確認できる。このうち大工職の弁慶家は、延徳元年（一四八〇）以前より「公方様御大工」（足利將軍家大工職）でもあったという。永正一五年（一

五一八）および永正一八年の「引付」の正月四日条にみえる諸職人の礼式では、大工の「弁慶父子」や鋳師の「たいあみ」（体阿弥）が列座したことを確認できる。彼らこそが権現造建築の担い手であり、技術者であった。

ところが、特権的な職人は寺社の運営上しだいに弊害となり、「縁次第」自由な任用が求められるようになっていった。豊臣政権下の天正一八年（一五九〇）九月、五奉行の一人である前田玄以は職人の特権的な得意先である「大工所」の撤廃を命じた（図版23）。近世の開幕にあたって、職人は統一政権のもとで特権を否定された。

しかし一方では、職人は大寺社によるさまざまな制約から解放されたのである。京・畿内の職人は各地へ移動し、その結果、北野神社固有であったはずの権現造の建築構造や京都周辺の伝統的な技術も各地へ伝播した。豊臣秀吉を祀る豊国社（豊国神社、慶長四年）や伊達政宗が造営した仙台大崎八幡宮（慶長一二年）、そして徳川家康を祀る日光東照社（東照宮、元和三年、一六一七）が誕生した。構造の名も、家康の神号東照大権現にちなんで権現造と呼ばれるようになった。

慶長の北野神社造替でも、豊臣家の御用を務める御大工森田和泉守重次が施工し、また徳川家の御大工（大工頭）となつて天下人の城郭や日光東照宮の建築にあたった中井藤右衛門尉正清も参与した。片桐且元の男子貞隆が正遷宮の一〇日前に社家松梅院禅昌に宛てて差し出した書状（図版24）では、棟札の裏面に森田和泉だけでなく、実際の施工では実質的には力を失っていた「前々より之御大工」をも載せるよう命じている。実際に本社・摂社の棟札には「当社御大工 岩倉五郎左衛門」の名が記された（京都国立博物館編・発行『京都社寺調査報告』一九、一九九八年。同『北野天満宮神宝展』二〇〇一年）。新たな社会が到来して

も、「社法」は先例が重んじられていたのである。

寛文の新儀

享保二〇年（一七三六）三月、曼殊院宮から仮遷宮の次第書や祠堂中の書付について下問があった。その際、松梅院は「寛文中法印禅珈差上候二替候義も無之、先禅覚も右之式を以執行申候」と、寛文七年（一六六七）の例に替える必要はなく、元禄一三年（一七〇〇）の仮遷宮でも同様の式を行ったと答えた。以後、明和五七年（一七六八〜七〇）、文化四九年（一八〇七〜一二）、嘉永五年（一八五二）ごろの修復でも先例とされたのは寛文の修復の規式であった。

寛文の修復は、寛文二年（一六六二）の大地震を機に、幕府に対して修復を働きかけた結果、幕府作事方御大工の鈴木長頼と作事奉行の山城園部藩主小出英知の指揮によって実施されることになった。藤井謙治「北野天満宮の歴史」（前掲『北野天満宮神宝展』）によれば、境内の末社について、このとき社家松梅院禅珈とその下にある宮仕が「社中社外ノ別ナク次第混乱之儀神慮量りがたし」と反対したにもかかわらず、長屋造に改められた。従来と異なつた社殿建築の構造が新儀として出現したのである。

建築に従事する職人の登用方法についても変化がみられた。統一政権期からみられる、入札による職人の登用が大規模に導入されたのである。「寛文九年遷宮記」（『北野天満宮史料 遷宮記録一』）寛文八年九月二〇日条には、御神宝の修復・新調のための入札について記録されている。入札は江戸で実施され、老中の吟味を経て「下直」（安価）な金額を記した札を投じた者に落札された。落札したのは、僧侶の衣服・座具や天蓋・幢幡などを商う京都三条通り衣の棚に住む新興商人ちきり屋五郎兵衛であった。

この落札高銀九貫七〇〇目を基準にして、金物は油小路上長者町下ルの銚屋泰阿弥（体阿弥）、塗物は油小路二条下ル町の円阿弥又五郎が請け負うことになった。また御簾については烏丸竹屋町下ル町の徳助と富

小路夷川上ル町の谷口和泉とが半分ずつ請けることになった。これら職人は貞享二年（一六八五）『京羽二重』、元禄一〇年（一六九七）『日本国花万葉記』などの案内記にもみえる京都の有力職人である。体阿弥と円阿弥は、日光東照宮をはじめ徳川家霊廟の銚師・塗師としても名を残す職人である。体阿弥は、先述した一六世紀以来の系譜を有する職人である。技術に信頼性のある伝統的な技術者が用いられたのである。

このときに御神宝を預かった際の帳簿（図版25）には、衣屋であるちきり屋は狛犬、御正体本尊、灯明台、仏具前銚、花瓶、油柄杓、夏堂十一面観音数珠、御簾、本尊・大日・普賢の後光（光背か）、鏡九二面を、円阿弥は本社・神楽所・朝日寺など諸堂社の道具である鞍掛、椅子・御前棚、立て障子、舍利塔台、法花堂護摩壇、閼伽水落、磬台、高机、前机、脇机、経机、礼盤、柄香炉、高杯、二月御鉢神供台、長櫃、四方、木高灯台、高香炉台、御供器、太鞆、大床宝印朱鉢、不断香盤、夏堂十一面観音厨子、大般若経・法華経箱などの修理・新調を請け負ったことがみえる。いずれも多角的な経営を行っていた職人であることがうかがえる。しかし、新興職人ちきり屋五郎兵衛の納品については問題が発生した。正遷宮の際に宮仕が着用する鈍色袴が「麁相ナル物」だったのである。宮仕はこれを用することは屈辱であり、ちきり屋の投機的な商売を「邪欲」と称して訴えた。一方のちきり屋は、入札の結果であることに加え、同様のことは日光山の法事の例にもあり、その門主でさえ「堪忍」した話を持ち出して、さらには宮仕こそ言いがかりをつけ遷宮を遅らせているとの京都市中での噂をあげ連ね、自らの正当性を主張した。結果的には宮仕側の言い分が通り、「仕替」（作り直し）となった。

このように、近世になつてからの新しい社会のしくみは、多くの社法によつて構成されてきた北野神社に大きな影響をもたらした。以後、北野神社の修復では、寛文の遷宮記録が一つの規範とされた。古来の権現造建築は、新たなしくみによつて伝えられることになった。そしてこれ以後も遷宮のたびごとに建築を支えるしくみを記録する遷宮記録が編まれることになった。

東国の神社文書 一巻 八通

本史料は、香取神宮(千葉県佐原市)の大宮司家に伝来し、本来は「香取大宮司家文書」の一部をなす史料であった(大宮司は神宮の一種)。江戸時代末期には大宮司家が所蔵していたと推測されるため、それ以降に流出したものと考えられる。のち東京文理科大学国史学研究室および東京教育大学附属図書館が所蔵したことは明らかであるが、収蔵にいたった経緯は不明である(高村隆「東京教育大学所蔵『香取文書』」『千葉県の歴史』一四、一九七七年)。現状は卷子本一巻に成巻され、表紙に直書きの外題で「香取文書」と記されている。

「香取文書」は東国でも有数の中世古文書群であり、近世から多くの注目を集めてきた。江戸時代前期、水戸藩主・徳川光圀によって一部が探訪され、さらに常陸国土浦の国学者・色川三中によって本格的な調査が行なわれた。その成果は明治三九年(一九〇六)から同四一年にかけて、香取神宮の禰宜であった伊藤泰蔵を中心に『香取文書纂』一六冊として翻刻・出版されている。また「香取文書」の全容は現在、『千葉県史料 中世篇 香取文書』(一九五七年刊)および『千葉県の歴史 中世資料(県内文書1)』(一九九七年刊)によって知ることができる。

日本神話によると、香取神宮の祭神である経津主神は、天孫降臨に先だつて鹿島神宮の祭神・武甕槌神とともに国土を平定したという。そのため香取神宮は、鹿島とならび武徳によって国家を鎮護する神としてあげられた。藤原氏の氏神である奈良の春日社は、香取・鹿島の神を勧請したものと言われる。その後、香取神宮は藤原摂関家との結びつきを強め、大宮司職・大禰宜職(いずれも神官の一種)は摂関家の意を受けて、太政官が任命することになった。鎌倉時代になると、大宮司の職をめぐって香取の大中臣氏と鹿島神宮の神官である中臣氏のあいだで抗争が展開される。最終的には寛喜年間(一一二九～三二)ごろに大中臣氏が勝利するが、その後は大中臣氏の内部で大宮司・大禰宜職や領地をめぐり激しい抗争が展開された。その過程で、近隣の地頭であった千葉

氏の一族・国分氏の介入をまねくことになる。ここに紹介する史料も、ほぼ国分氏との関連で作成された文書である。

八通の文書の内訳は、次の通りである。

- 1 建武四年(一一三三七)一月一日 大中臣実材(カ)言上状土代(前欠) 縦三四・〇×横七三・〇^{チセ}
- 2 貞和五年(一一三四九)三月二日 円城寺氏政奉書写 縦三〇・八×横三六・〇^{チセ}
- 3 文明二年(一一四七九)二月一日 某胤隆書下写 縦二七・〇×横三四・六^{チセ}
- 4 永正二年(一一五〇五)八月一日 平(国分)胤景敬白文写 縦三一・〇×横四二・八^{チセ}(図版26)
- 5 永正一五年(一一五一一)九月二日 平(国分)胤景・朝胤連署敬白文写 縦三〇・六×横四〇・〇^{チセ}(図版27)
- 6 慶長七年(一六〇二)極月吉日 神宮寺證鑲書状写 縦三〇・八×横四八・〇^{チセ}
- 7 年未詳卯月七日 某書状 縦二七・四×横三八・一^{チセ}
- 8 年未詳六月一日 前駿河守胤泰(カ)書状写 縦二三・四×横四二・二^{チセ}

右の2～5の文書に見える「相根郷」「青根村」「相根村」(いずれも同一地)は香取神宮の領地であり、現在の佐原市大根地区に存在した。同地は、平安時代末から大宮司(大中臣氏)と地頭(国分氏)との係争地になっている。文書では国分氏がこの土地を何度か香取神宮に対して寄進・安堵・返付しているが、いずれも中世を通じて国分氏が同地に勢力をもったことを示すものである。香取神宮の側は、同地の所有の点で劣勢を強いられていたと考えられる。

(苺米 一志)

敬白
 下總國御神領香取相根村之事
 有後御神領相根村志仁重彦先證之旨
 平亦有相遠之度代暨其委因屬未法
 依於近年成人控擄為難久然同所及思
 年 祈新敷不能入眼之時我亦不勤
 神力夢如向後居之大怖僻事分且為高
 家安寧門系無富且為一區世三年三溪
 足抽一心之二月精老右信之法其事在
 邊地地於社安早於此之大長地之因世
 事別而地類安令之祈禱恒例之祭祀不
 之有盡矣退格仍為後世必作
 永正二年八月十日 平胤景

香取社神之後

26 永正2年(1505)8月11日 平胤景敬白文写

香取相根村之事 玉所之社安
 進以此上者殺買以下諸事一停
 心為代 神也玉以下之儀遠月仕
 輩形者不短視殊畏不致在何人
 昔者今亦後案例亦之事者不一
 力也傍以物除事之精檢之事者
 懇祈丹精誠祈勵之由家之心
 下為吉運長之流景子孫無業
 加必作
 永正十五年 九月廿一日
 右衛尉平胤景
 同右馬頭平胤景

香取社主殿

27 永正15年(1518)9月21日 平(国分)胤景・朝胤連署敬白文写

図録編集

統括責任

執筆

山本 隆志（本学歴史・人類学系教授）
今井 雅晴（本学歴史・人類学系教授）
根本 誠二（同右）
山本 隆志（同右）
苺米 一志（同右 助手）
長谷部将司（本学大学院歴史・人類学研究科院生）
山田 雄司（三重大学文学部助教授）
山澤 学（栃木県芳賀町史編さん室嘱託職員）
佐々木 茂
山本隆志・苺米一志・長谷部将司・山澤 学

特別展企画

歴史・人類学系

石井英也（学系長） 今井雅晴 根本誠二
山本隆志

附属図書館

山内芳文（館長） 川野茂美（図書館部長）
伊藤則男 田中成直 松田 實

展示担当

附属図書館特別展ワーキング・グループ

平岡 博（主査） 山崎好子 金城雅子 原澤仁美
岡部幸祐 上原由紀 山内 琢 渡邊朋子
竹谷喜美江

出品協力

綿抜 豊昭（本学図書館情報学系教授）

筑波大学附属図書館特別展

「学問の神」をささえた人びと

— 北野天満宮の文書と記録 —

平成一四年二月二日

発行 筑波大学附属図書館（館長 山内芳文）

〒三〇五―八五七七 茨城県つくば市天王台一―一

TEL（〇二九八）五三一―三三四八

印刷（株）イセブ

〒三〇五―〇〇〇五 茨城県つくば市天久保二―一―二〇